

大気・水質等常時監視結果（平成24年度） 修正箇所

修正日	ページ	調査機関 : 項目	区分	誤	正
H25.12.10	P41	国交省 : 硝酸・亜硝酸性窒素	総地点数	1	2
		小計 : 硝酸・亜硝酸性窒素		104	105
	P42	合計 : 硝酸・亜硝酸性窒素	総地点数	152	153

平成25年7月

大気・水質等 常時監視結果 (平成24年度)

兵庫県農政環境部環境管理局

環境基本法16条に基づき人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として、大気・水質・騒音等についての環境基準が定められています。

県及び国・市は、県内の環境の状況を把握すると共に、この環境基準の達成状況を確認するため、大気汚染防止法等関係法令に基づき、大気、水質、騒音等の常時監視を実施しています。

本書は、平成24年度における大気常時監視測定結果及び水質常時監視測定結果並びに自動車・航空機騒音等の測定結果等を取りまとめたものです。

なお、データは資料編に添付しますので、本編とあわせてご活用ください。

○平成24年度の測定地点数

- (1) 大気 一般環境大気測定局59局 自動車排出ガス測定局32局
有害大気汚染物質8地点
- (2) 自動車騒音 34地点（うち定点観測地点17地点）
- (3) 航空機騒音 12局
- (4) 新幹線鉄道騒音 14地点
- (5) 公共用水域 河川39水域、海域26水域、湖沼1水域
- (6) 地下水 概況調査106地点
定期モニタリング調査111地区
- (7) ダイオキシン類 大気10地点、水質及び底質10地点

(本編)

< 目 次 >

第1	大気汚染の状況	
1	一般環境	
(1)	二酸化硫黄	1
(2)	二酸化窒素	1
(3)	浮遊粒子状物質	1
(4)	微小粒子状物質	1
2	自動車排出ガス	
(1)	二酸化窒素	2
(2)	浮遊粒子状物質	2
(3)	一酸化炭素	2
(4)	微小粒子状物質	2
(5)	自動車 NOx・PM 法対策地域の状況	3
3	光化学オキシダント	4
4	有害大気汚染物質	4
5	アスベスト	5
6	酸性雨	5
第2	騒音・振動の状況	
1	自動車騒音、振動	5
2	航空機騒音	6
3	新幹線鉄道騒音、振動	6
第3	水質汚濁の状況	
1	公共用水域	7
2	地下水	8
第4	ダイオキシン類に係る環境の状況	
1	大気	9
2	水質及び底質	10

第1 大気汚染の状況

1 一般環境 (表1)

(1) 二酸化硫黄

一般環境大気測定局 (以下「一般局」という。) 40局で測定を行い、昭和54年度以降、全局で環境基準を達成している。

また、年平均値の全局平均値は、0.002ppmであり、近年、低濃度で安定している。(図1-2)

(2) 二酸化窒素

一般局59局で測定を行い、平成11年度以降、全局で環境基準を達成している。(図1-1)

また、年平均値の全局平均値は、0.013ppmであり、平成8年度以降、減少傾向にある。(図1-2)

(3) 浮遊粒子状物質 (SPM)

一般局58局で測定を行い、全局で環境基準を達成している (平成23年度は40局で達成)。(図1-1)

また、年平均値の全局平均値は、0.019mg/m³であり、近年、減少傾向にある。(図1-2)

(4) 微小粒子状物質 (PM2.5)

一般局11局で有効測定日数に達し、1局で環境基準を達成している。

なお、環境基準非達成の10局は、灘浜及び須磨(神戸市)、王子及び二見(明石市)、稲美町役場、加古川市役所、別府(加古川市)、高砂市役所、御国野及び網干(姫路市)である。

また、年平均値の全局平均値は15.1μg/m³である。

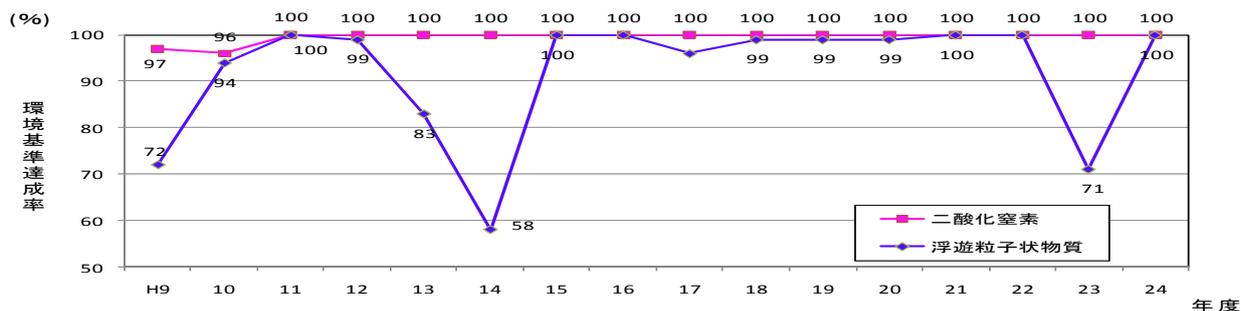


図1-1 環境基準達成状況(一般局)

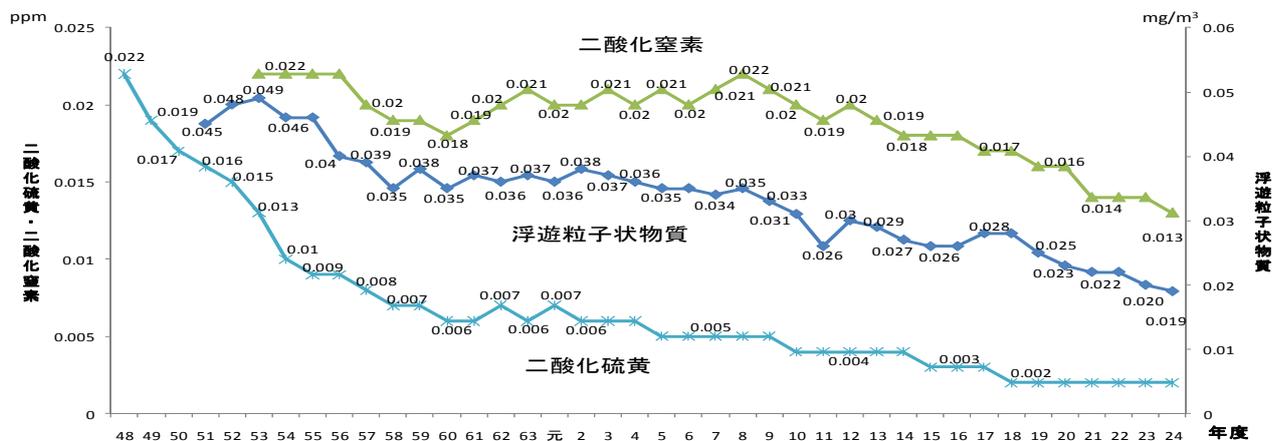


図1-2 一般環境大気汚染の推移

2 自動車排出ガス

(1) 二酸化窒素 (表2)

自動車排出ガス測定局 (以下「自排局」という。) 31局で測定を行い、平成22年度以降、全局で環境基準を達成している。(図2-1)

また、年平均値の全局平均値は、0.021ppmであり、平成12年度以降、減少傾向にある。(図2-2)

(2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

自排局27局で測定を行い、全局で環境基準を達成している(平成23度は20局で達成)。(図2-1)

また、年平均値の全局平均値は、0.021mg/m³であり、減少傾向にある。(図2-2)

(3) 一酸化炭素

自排局25局で測定を行い、昭和51年度以降、全局で環境基準を達成している。

また、年平均値の全局平均値は、0.4ppmであり、減少傾向にある。(図2-2)

(4) 微小粒子状物質 (PM2.5)

自排局9局で有効測定日数に達し、1局で環境基準を達成している。

なお、環境基準非達成の8局は、国道43号の国設尼崎自排、国道43号の津門川(西宮市)、国道43号の打出(芦屋市)、国道176号の栄町(宝塚市)、県道尼崎池田線の加茂(川西市)、国道43号の東部(神戸市)、県道明石高砂線の林崎(明石市)、国道2号の船場(姫路市)である。

また、年平均値の全局平均値は15.5μg/m³である。

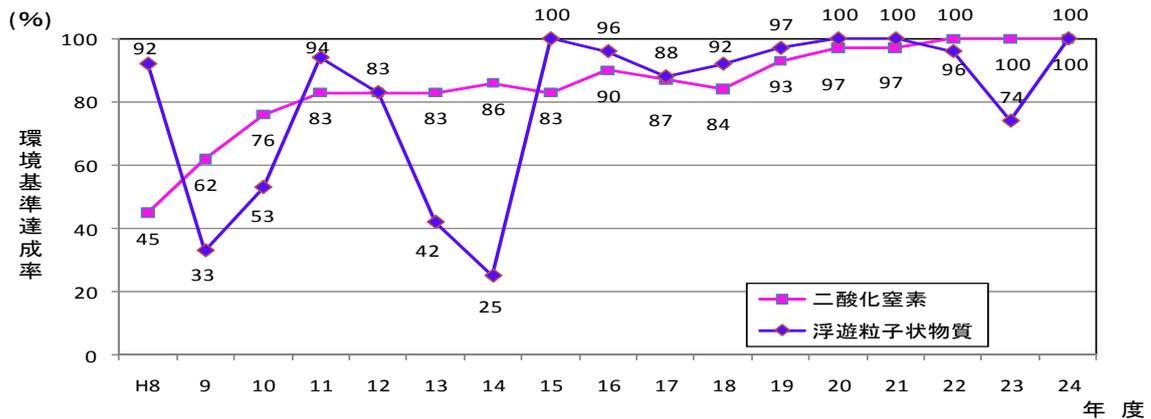


図2-1 環境基準達成状況(自排局)

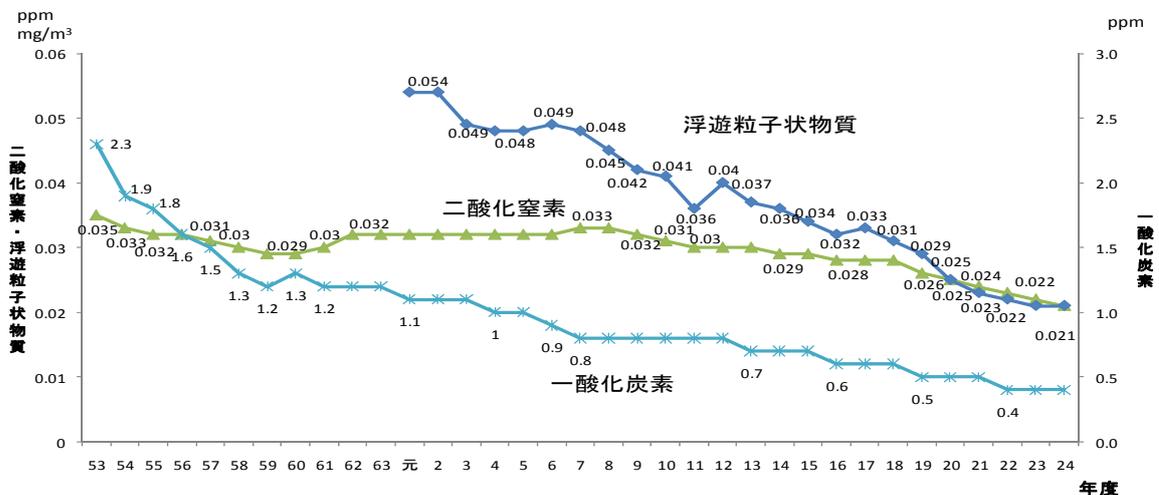


図2-2 自動車排出ガスによる大気汚染の推移

(5) 自動車 NOx・PM 法対策地域の状況

自動車の交通が集中している地域で、環境基準の確保が困難であると認められる地域として、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量削減等に関する特別措置法(自動車 NOx・PM 法) 対策地域*¹が指定されて、自動車排出ガス対策の強化が図られているが、対策地域外からの流入車両には自動車 NOx・PM 法が適用されないことから、本県では「環境の保全と創造に関する条例」(平成 16 年 10 月改正施行)に基づき、阪神東南部地域*²において、ディーゼル自動車等運行規制を実施している。

運行規制の開始以降、阪神東南部地域内の自動車排出ガス測定局における年平均値は、一層の改善傾向がみられる。(図 3)

*1: 自動車 NOx・PM 法対策地域・・・神戸市、姫路市(旧家島町、旧夢前町、旧香寺町及び旧安富町を除く)、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、播磨町、太子町

*2: 阪神東南部地域・・・神戸市灘区・東灘区、尼崎市、西宮市南部、芦屋市、伊丹市

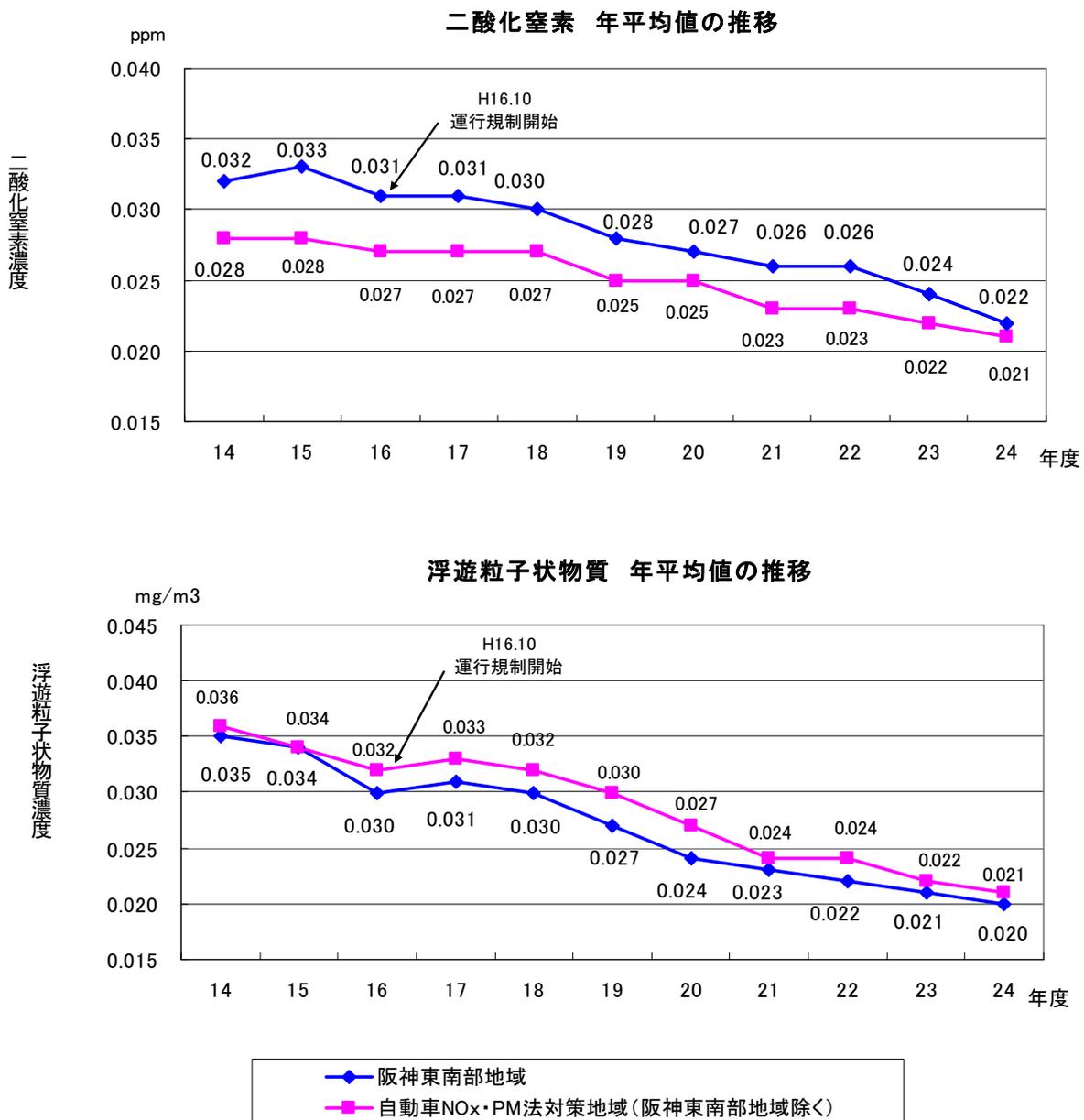


図 3 自動車 NOx・PM 法対策地域の状況

3 光化学オキシダント (表3、4)

一般局 52 局で測定を行い、全局で環境基準は非達成である (平成 23 年度は全 52 局で非達成)。また、全局の昼間の日最高 1 時間値の平均値は 0.046ppm であり、近年、減少傾向にある。(図 4) 平成 24 年度の光化学スモッグ注意報の発令日数は 1 日であった (平成 23 年度はなかった)。(図 4) なお、光化学スモッグによる被害届はなかった。

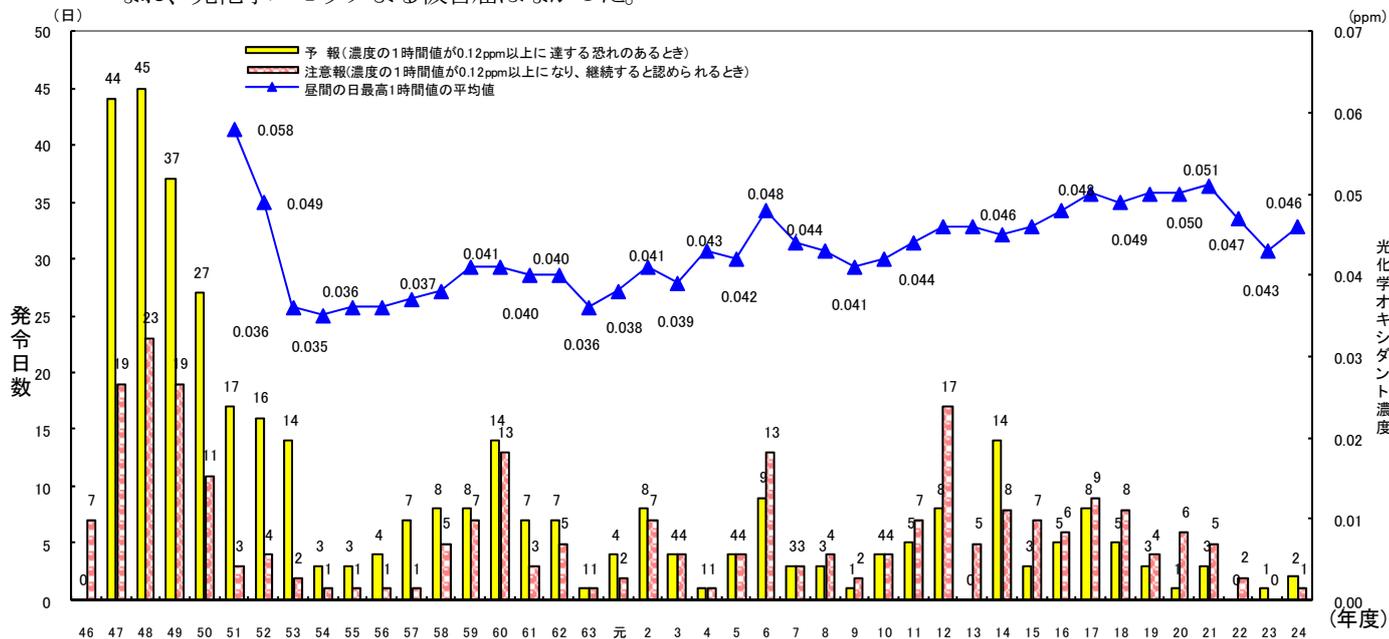


図4 光化学オキシダント濃度の推移・光化学スモッグ注意報等発令日数

4 有害大気汚染物質 (表5)

8 地点で 21 物質について測定を行った。このうち環境基準が設定されている 4 物質 (ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン) はすべての地点で環境基準を達成している。

なお、4 物質の年平均濃度は、近年ほぼ横ばいの状況にある。(図 5)

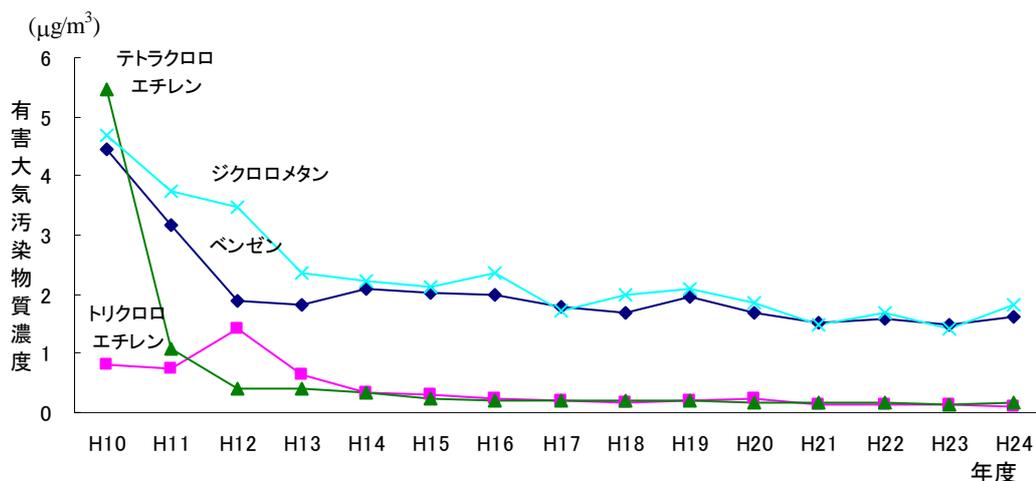


図5 有害大気汚染物質濃度の推移

5 アスベスト（表6）

平成24年度に一般環境9地点及び道路沿道1地点においてアスベスト濃度のモニタリングを実施した結果、総繊維数濃度で不検出～0.34本/Lであり、全国の測定結果と比較して、ほぼ同様であった。

※ アスベストモニタリングマニュアル（環境省）が改訂されたため、H22からは総繊維数を測定（H21までは、アスベスト繊維数を測定（総繊維数>アスベスト繊維数））

6 酸性雨（表7）

神戸、豊岡における雨水のpHの年平均値はそれぞれ4.7及び4.6であり、近年、ほぼ横ばいの傾向にある。

（図6）

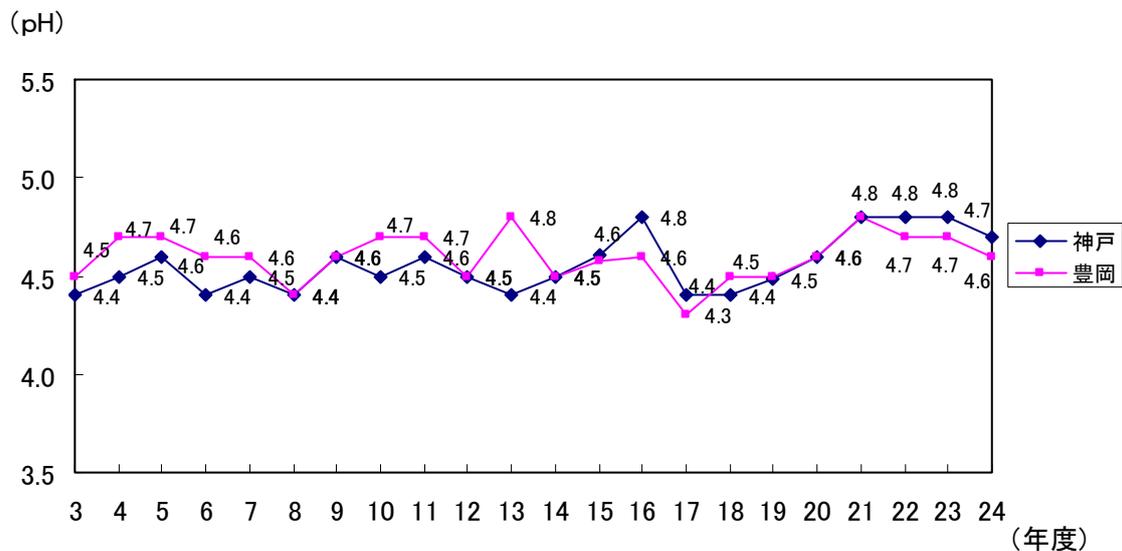


図6 雨水のpHの推移

第2 騒音・振動の状況

1 自動車騒音、振動（表8、9）

(1) 騒音

常時監視17地点では、16地点において全時間帯（昼・夜）で環境基準を達成している（平成23年度は40地点中31地点で環境基準を達成）。なお、全時間帯で環境基準値を超過している地点はなかった。

常時監視以外の17地点では、14地点において全時間帯で環境基準を達成している。なお、全時間帯で環境基準値を超過している地点は、国道175号（西脇市）、市道宮川線・山手幹線（芦屋市）の2地点である。

(2) 振動

振動の測定を行った13地点では、すべての地点において全時間帯で要請限度を超過していない。

2 航空機騒音

(1) 大阪国際空港 (表 10)

専ら住居の用に供される地域 (I 類型) では、測定局 10 局中 9 局で環境基準を達成しているが、通常の生活を保全する必要がある地域 (II 類型) では測定局 2 局とも環境基準を達成していない (平成 23 年度は専ら住居の用に供される地域 (I 類型) で測定局 10 局中 9 局達成)。

大阪国際空港周辺の航空機騒音は、近年ほぼ横ばいで推移している。(図 7)

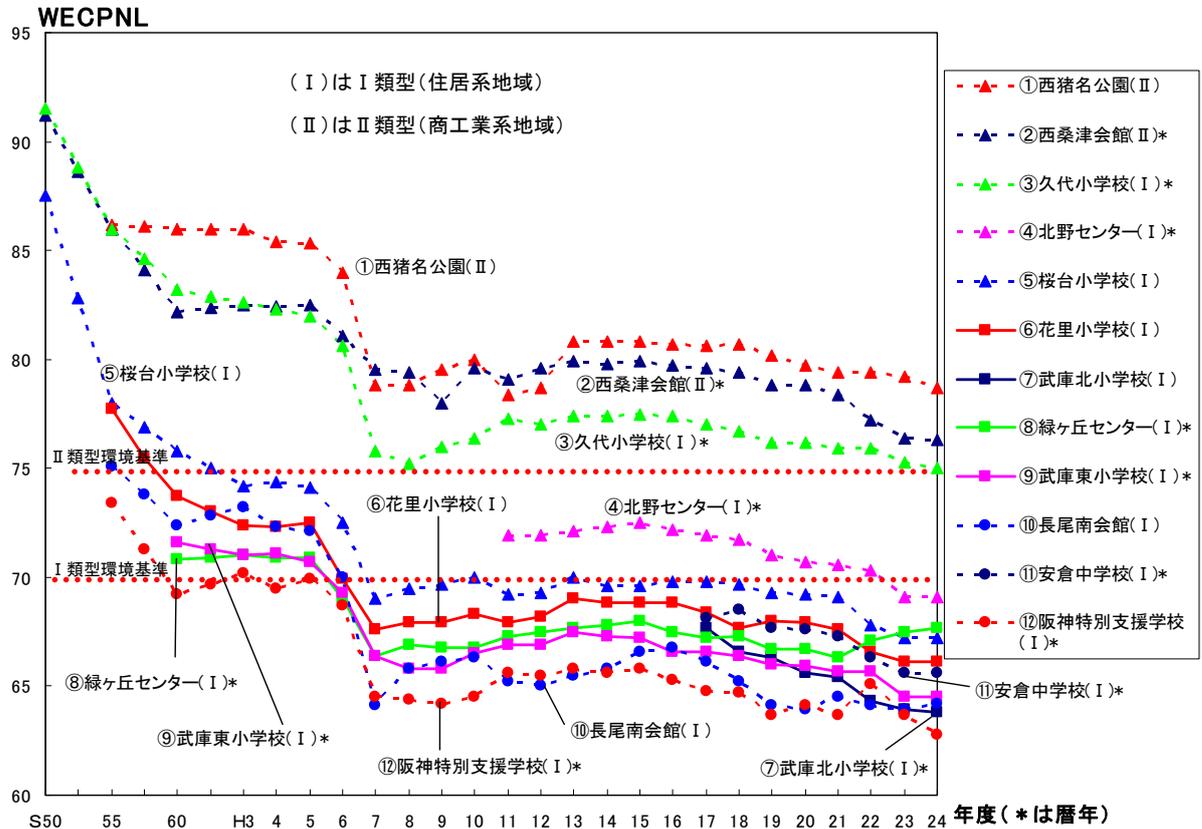


図 7 大阪国際空港周辺の騒音推移

(2) 関西国際空港 (表 11)

関西国際空港の飛行経路の一部は、淡路島の上空を通過しているため、淡路市及び南あわじ市の 5 地点で航空機騒音の測定を行っている。淡路市及び南あわじ市には、航空機騒音に係る環境基準は設定されていないが、すべての測定地点において、I 類型 (住居系地域) の環境基準値 70WECPNL に比べ低い状況にある。

3 新幹線鉄道騒音、振動 (表 12)

(1) 騒音

主として住居の用に供される地域 (I 類型) では 12 地点中 10 地点において、商工業の用に供される地域等 (II 類型) では 2 地点すべてにおいて環境基準を達成している (近接軌道中心から 25m の地点において環境基準の達成を評価。平成 23 年度は 11 地点で達成)。

なお、環境基準が非達成である 2 地点については、住宅地域に対する暫定目標 (75dB) を達成している。

(2) 振動

平成 24 年度は、全 14 地点 (騒音測定と同地点) において指針値 (70dB) を下回っている (平成 23 年度と同じ)。

第3 水質汚濁の状況

1 公共用水域(表 13)

(1) 健康項目

水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する 27 項目（健康項目）のうち、砒素、ふっ素を除く 25 項目で、すべての測定地点で環境基準を達成している。（環境基準達成率 97%）

砒素については、最明寺川の最明寺橋の 1 地点で、ふっ素については、有馬川の長尾佐橋、船坂川の船坂橋、下田橋下流、太多田川の蓬萊峡山荘前、千都橋、座頭谷川の流末、仁川の鷲林寺橋、甲山橋、円山川下流の港大橋の 9 地点で基準値を超過している。円山川下流の港大橋以外の地点はいずれも地質による自然的な影響である。円山川下流の港大橋については、塩化物イオン濃度の平均が 18,000mg/L、電気伝導率の平均が 46,000 μ S/cm であり、感潮域で海水の影響を受けたものである。

なお、いずれの地点においても、水道水源の利水状況からみて健康影響が生じるおそれはない。

(2) 生活環境項目(表 14)

生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）について、有機汚濁の代表的指標である生物化学的酸素要求量(BOD)（河川）及び化学的酸素要求量(COD)（海域及び湖沼）により環境基準の達成状況をみると、平成 24 年度は、河川では 39 水域中 38 水域（環境基準達成率 97%）、海域では 26 水域中 21 水域（同 81%）で環境基準を達成している。湖沼 1 水域では、環境基準を達成していない。

長期的には、河川では改善傾向にあるが、海域では横ばい傾向である。（図 8）

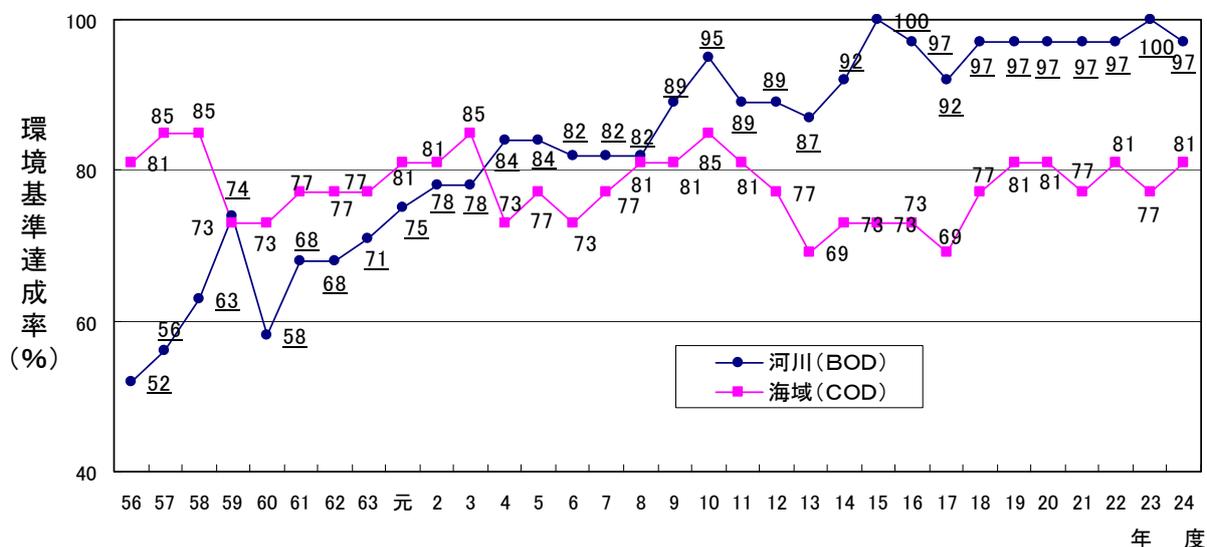


図 8 環境基準達成率の推移

(注)

$$\text{環境基準達成率} = \frac{\text{環境基準達成水域数}}{\text{水域数}} \times 100$$

① 河川(BOD)

河川水質については、下水道整備をはじめとした生活排水対策等の進展により長期的には水質改善が進んでいる。

ア 阪神地域

11 水域中 10 水域で環境基準を達成しており、達成しなかった水域は、猪名川下流(2)である。

イ 播磨地域

20 水域全てで環境基準を達成している。

また、天川、法華山谷川、八家川及び大津茂川では環境基準が設定されていないが、長期的には改善の傾向である。

ウ 但馬地域

円山川をはじめとする日本海流入諸河川（竹野川、佐津川、矢田川及び岸田川）の 8 水域全てで環境基準を達成しており、良好な水質を維持している。

エ 淡路地域

洲本川、三原川では環境基準が設定されていないが、ほぼ横ばいの傾向である。

② 海域(COD、全窒素及び全磷)

大阪湾及び播磨灘の一部の水域では、沖合部を中心に COD が環境基準非達成の状態にある。

ここ数年、瀬戸内海流入河川については、水質改善が図られてきているが、海域の水質(COD)改善に結びつかず、横ばい傾向である。これは、海水交換が悪い閉鎖性水域であること等が、短期間での水質改善を困難にしていると考えられる。

ア 大阪湾

COD については、9 水域中 6 水域で、全窒素及び全磷については 3 水域全てで環境基準を達成している。

イ 播磨灘(播磨灘北西部及び淡路島西部南部海域を含む)

COD については 15 水域中 13 水域で、全窒素及び全磷については 6 水域全てで環境基準を達成している。

ウ 日本海

COD については、2 水域全てで環境基準を達成している。

③ 湖沼(COD 及び全磷)

千苅水源池の COD については、環境基準が非達成である。全磷についても、暫定目標値を非達成である。

2 地下水(表 15)

(1) 概況調査

地下水の県内の全般的な状況を把握する目的で、既存の井戸を利用して、全環境基準項目調査を基本として、106 地点で調査を行い、103 地点で環境基準を達成した(環境基準達成率 97%)。

新たに環境基準を超過した地点は、鉛で 1 地点(西宮市荒戎町)、砒素で 1 地点(西宮市若山町)、ふっ素で 1 地点(西宮市山口町名来 2 丁目)である。砒素、ふっ素については、超過原因は地質の影響で

あると考えられる。鉛については、現在、西宮市が原因調査中である。これらの井戸は既に飲用指導を行っており、健康影響が生じるおそれはない。

以後、継続監視調査等により、監視を継続していくこととしている。

(2) 継続監視調査(汚染地区調査)

過去に汚染が発見された井戸周辺地区等の継続的な監視のため、平成24年度は21市5町の111地区170地点(925検体)で調査を行った。内訳は、カドミウム(1検体)、鉛(23検体)、六価クロム(1検体)、砒素(46検体)、総水銀(1検体)、PCB(1検体)、揮発性有機塩素化合物(758検体)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(55検体)、ふっ素(33検体)、ほう素(6検体)である。

その結果、鉛3検体、砒素17検体、揮発性有機塩素化合物68検体、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素18検体、ふっ素16検体、ほう素2検体が環境基準を超過した。

鉛、砒素、ふっ素及びほう素の汚染原因は、自然由来と考えられる。

揮発性有機塩素化合物による汚染については、地下水や土壌ガス等の詳細な調査を実施し、汚染範囲の確定や原因究明を行うとともに、原因者に対しては、浄化対策指導等を行っている。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による汚染については、原因の究明調査を行うとともに、施肥等に起因すると考えられる場合には、施肥基準等に基づいた適正施肥の実施等の促進が図られるよう関係機関と協議している。

第4 ダイオキシン類に係る環境の状況

1 大気(表16)

10地点で測定を行い、すべての地点でダイオキシン類に係る大気環境基準(年平均0.6 pg-TEQ/m³)を達成している。

また、全地点の平均値は0.028pg-TEQ/m³で、近年、低濃度で推移している。(図9)

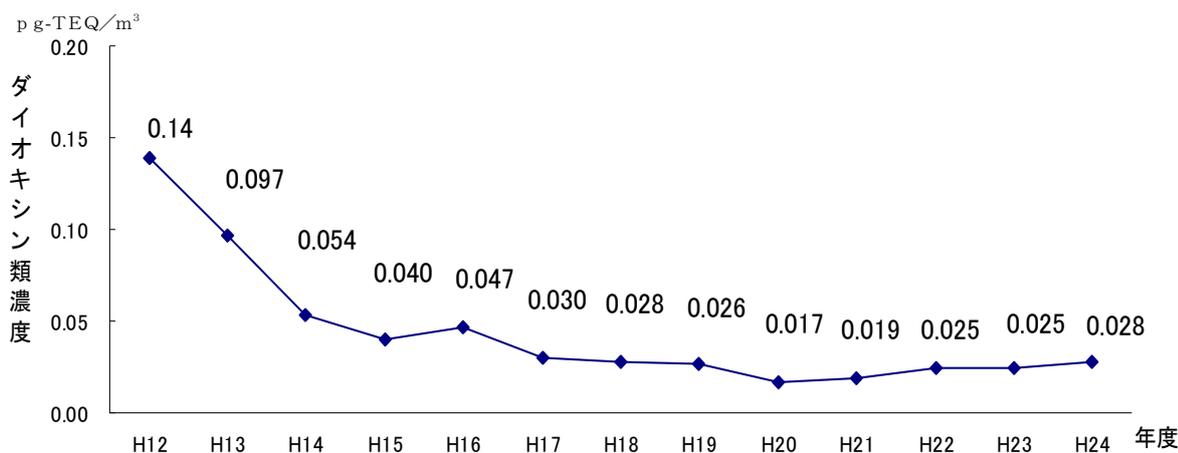


図9 ダイオキシン類の大気環境中濃度の推移

2 水質及び底質

(1) 水質 (表17、表18)

河川6地点及び海域4地点で調査を行い、すべての地点でダイオキシン類に係る水質環境基準 (年平均1pg-TEQ/L) を達成している。

(2) 底質 (表17、表18)

河川6地点及び海域4地点で調査を行い、すべての地点でダイオキシン類に係る底質環境基準(150pg-TEQ/g) を達成している。

(資料編)

< 目 次 >

表 1	一般環境大気測定局の環境基準達成状況 (二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質)	11
表 2	自動車排出ガス測定局の環境基準達成状況 (二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質)	18
表 3	光化学オキシダントの環境基準達成状況	22
表 4	光化学スモッグ注意報等の年度別推移	24
表 5	有害大気汚染物質の調査結果	25
表 6	兵庫県のアスベスト一般環境等モニタリング結果	26
表 7	酸性雨自動測定機による監視結果	27
表 8	自動車騒音の測定結果 (平成 24 年度)	28
表 9	自動車振動の要請限度との対比	29
表 10	大阪国際空港周辺航空機騒音常時測定結果 (平成 24 年度)	30
表 11	淡路島における関西国際空港発着航空機の騒音測定結果	31
表 12	新幹線鉄道騒音・振動測定結果 (平成 24 年度)	32
表 13	河川、海域及び湖沼の環境基準達成状況 (健康項目)	33
表 14	河川、海域及び湖沼の環境基準達成状況等 (生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素、全磷)	34
表 15	地下水質の状況	41
表 16	ダイオキシン類調査結果 (大気)	47
表 17	ダイオキシン類調査結果 (河川)	48
表 18	ダイオキシン類調査結果 (海域)	48
(参考)	環境基準等	49
	用語解説	64

表1 一般環境大気測定局の環境基準達成状況（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質）

(1) 二酸化硫黄

市 町	測 定 局	1時間値が0.10ppmを超えた時間数					日平均値が0.04ppmを超えた日数					日平均値の2%除外値(ppm)					年 平 均 値				
		平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度
		時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	日数	日数	日数	日数	日数	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
尼崎市	北 部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004	0.002	0.001	0.002	0.001	0.001
	中 部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.008	0.005	0.005	0.004	0.004	0.004	0.002	0.002	0.002	0.002
	南 部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.007	0.006	0.006	0.006	0.006	0.003	0.002	0.003	0.002	0.002
西宮市	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.005	0.007	0.005	0.005	0.002	0.002	0.003	0.002	0.002
	鳴尾支所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.007	0.007	0.009	0.006	0.005	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002
	瓦木公民館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.005	0.006	0.005	0.005	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	甲陵中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.004	0.004	0.003	0.004	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001
	山口小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.003	0.003	0.003	0.004	0.004	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002
宝塚市	浜甲子園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.007	0.005	0.006	0.006	0.006	0.003	0.002	0.003	0.002	0.002
川西市	よりあいひろば	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.003	0.003	0.003	0.003	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
神戸市	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	東 灘	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	六甲アイランド	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.008	0.009	0.008	0.008	0.008	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003
	灘 浜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.010	0.010	0.009	0.012	0.009	0.006	0.004	0.005	0.006	0.005
	港 島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.008	0.009	0.007	0.007	0.008	0.004	0.004	0.003	0.003	0.004
	兵庫南部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.011	0.008	0.008	0.007	0.008	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004
明石市	垂 水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.008	0.008	0.006	0.008	0.008	0.004	0.003	0.003	0.004	0.004
	王 子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.009	0.008	0.008	0.009	0.007	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002
	二 見	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
播磨町	大久保	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.005	0.005	0.006	0.004	0.002	0.002	0.003	0.002	0.002
	町役場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.007	0.008	0.006	0.006	0.005	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
加古川市	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.006	0.005	0.004	0.005	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001
	尾 上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.008	0.007	0.007	0.008	0.008	0.003	0.002	0.003	0.003	0.003
	志方公民館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.004	0.004	0.003	0.004	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	別 府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.008	0.008	0.008	0.008	0.008	0.002	0.002	0.003	0.003	0.002
	平 荘	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.004	0.003	0.003	0.004	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002

市 町	測 定 局	1時間値が0.10ppmを超えた時間数					日平均値が0.04ppmを超えた日数					日平均値の2%除外値(ppm)					年 平 均 値				
		平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度
		時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	日数	日数	日数	日数	日数	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
西脇市	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.003	0.003	0.002	0.002	0.003	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
姫路市	八 代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.003	0.003	0.004	0.004	0.003	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	広 畑	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.005	0.005	0.004	0.005	0.002	0.001	0.002	0.001	0.002
	飾 磨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.003	0.002	0.002	0.003	0.003	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	白 浜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.003	0.004	0.003	0.003	0.004	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	御 国 野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.005	0.003	0.004	0.005	0.002	0.003	0.002	0.002	0.003
	網 干	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.005	0.004	0.003	0.004	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002
	飾 西	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.003	0.003	0.003	0.002	0.003	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	豊 富	(0)	—	—	—	—	(0)	—	—	—	—	(0.002)	—	—	—	—	(0.001)	—	—	—	—
香 寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.003	0.003	0.003	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	
林 田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	
赤穂市	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.007	0.003	0.003	0.003	0.005	0.003	0.001	0.001	0.001	0.001
丹波市	柏 原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.003	0.002	0.003	0.003	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002
豊岡市	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.004	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001
洲本市	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.004	0.004	0.003	0.004	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
全測定局平均値																	0.002 [40局]	0.002 [40局]	0.002 [40局]	0.002 [40局]	0.002 [40局]

- (参考)
- 1 長期的評価における環境基準の達成とは、年間を通じて測定した1日平均値の高い方から、2%の範囲にあるものを除外した値（2%除外値）が0.04ppm以下であり、かつ、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。」をいう。
 - 2 「—」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。
 - 3 () は、有効測定時間数（6000時間/年）に達していない局の値を示す。
 - 4 全測定局平均値は、[]内の局数の年平均値の平均で、有効測定時間数（6000時間/年）に達していない年平均値を除いて算定した。

(2) 二酸化窒素

市 町	測 定 局	日平均値の年間98%値					年 平 均 値				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
尼崎市	北 部	0.040	0.039	0.037	0.034	0.032	0.018	0.017	0.016	0.016	0.015
	中 部	0.046	0.038	0.038	0.038	0.038	0.022	0.017	0.017	0.019	0.019
	南 部	0.046	0.044	0.043	0.038	0.041	0.024	0.022	0.022	0.020	0.021
西宮市	市 役 所	0.048	0.044	0.044	0.039	0.040	0.023	0.021	0.021	0.019	0.018
	鳴 尾 支 所	0.050	0.052	0.046	0.042	0.041	0.029	0.026	0.022	0.022	0.021
	瓦木公民館	0.044	0.044	0.043	0.039	0.039	0.023	0.020	0.020	0.019	0.018
	甲陵中学校	0.034	0.037	0.033	0.032	0.031	0.015	0.015	0.014	0.014	0.013
	山口小学校	0.030	0.026	0.024	0.028	0.026	0.014	0.012	0.012	0.013	0.013
	浜 甲 子 園	0.042	0.044	0.042	0.038	0.040	0.021	0.019	0.018	0.018	0.018
芦屋市	朝日ヶ丘小学校	0.027	0.028	0.026	0.026	0.025	0.011	0.010	0.010	0.009	0.009
伊丹市	市 役 所	0.033	0.033	0.031	0.028	0.026	0.017	0.016	0.010	0.015	0.008
宝塚市	よりあいひろば	0.038	0.038	0.037	0.034	0.034	0.019	0.017	0.017	0.016	0.015
川西市	市 役 所	0.024	0.028	0.024	0.021	0.023	0.012	0.012	0.011	0.010	0.009
三田市	市 役 所	0.019	0.018	0.019	0.016	0.018	0.009	0.008	0.008	0.007	0.008
神戸市	東 灘	0.034	0.033	0.033	0.032	0.031	0.017	0.015	0.014	0.014	0.014
	六甲アイランド	0.042	0.046	0.044	0.037	0.041	0.022	0.020	0.019	0.019	0.019
	灘 浜	0.049	0.052	0.048	0.043	0.046	0.027	0.026	0.025	0.024	0.024
	住 吉 南	0.048	0.051	0.048	0.043	0.046	0.025	0.024	0.024	0.023	0.022
	港 島	0.044	0.049	0.043	0.039	0.042	0.020	0.021	0.019	0.018	0.018
	灘	0.034	0.037	0.035	0.032	0.031	0.017	0.015	0.015	0.014	0.014
	葺 合	0.028	0.032	0.025	0.027	0.026	0.013	0.012	0.010	0.010	0.010
	兵 庫 南 部	0.047	0.042	0.038	0.036	0.039	0.023	0.019	0.017	0.016	0.017
	長 田	0.040	0.040	0.036	0.034	0.033	0.020	0.018	0.017	0.015	0.015
	須 磨	0.046	0.049	0.045	0.041	0.043	0.024	0.023	0.021	0.020	0.021
	白 川 台	0.034	0.032	0.033	0.030	0.032	0.015	0.014	0.013	0.014	0.014
	垂 水	0.040	0.038	0.037	0.034	0.037	0.021	0.018	0.018	0.018	0.017
	西 神	0.030	0.027	0.025	0.022	0.023	0.012	0.011	0.010	0.009	0.009
	押 部 谷	0.025	0.022	0.021	0.022	0.021	0.010	0.009	0.009	0.009	0.009
北	0.024	0.022	0.024	0.022	0.021	0.011	0.010	0.010	0.009	0.009	
北 神	0.025	0.026	0.023	0.025	0.024	0.012	0.012	0.010	0.010	0.010	
明石市	王 子	0.037	0.035	0.038	0.033	0.035	0.020	0.017	0.017	0.016	0.016
	二 見	0.035	0.034	0.035	0.029	0.030	0.018	0.015	0.015	0.014	0.014
	大 久 保	0.037	0.037	0.036	0.033	0.035	0.021	0.018	0.018	0.017	0.017
稲美町	町 役 場	0.029	0.029	0.028	0.024	0.025	0.013	0.012	0.012	0.011	0.011
播磨町	町 役 場	0.032	0.033	0.033	0.032	0.029	0.017	0.015	0.016	0.015	0.014
加古川市	市 役 所	0.032	0.030	0.033	0.034	0.028	0.017	0.015	0.016	0.016	0.014
	尾 上	0.032	0.031	0.031	0.031	0.029	0.017	0.015	0.015	0.015	0.014
	志方公民館	0.024	0.023	0.022	0.022	0.021	0.011	0.009	0.010	0.009	0.009

市 町	測 定 局	日平均値の年間98%値					年 平 均 値				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
加古川市	別 府	0.033	0.033	0.032	0.031	0.030	0.017	0.015	0.016	0.016	0.015
	東 神 吉	0.026	0.028	0.028	0.026	0.025	0.012	0.012	0.013	0.012	0.011
	平 荘	0.023	0.022	0.018	0.021	0.021	0.010	0.009	0.008	0.009	0.009
高砂市	市 役 所	0.030	0.031	0.031	0.029	0.028	0.015	0.014	0.015	0.014	0.013
西脇市	市 役 所	0.016	0.015	0.015	0.014	0.015	0.007	0.006	0.007	0.007	0.006
姫路市	八 代	0.025	0.027	0.025	0.021	0.024	0.013	0.012	0.012	0.010	0.011
	広 畑	0.034	0.033	0.029	0.030	0.027	0.017	0.015	0.014	0.014	0.014
	飾 磨	0.034	0.034	0.032	0.031	0.030	0.018	0.016	0.016	0.015	0.015
	白 浜	0.030	0.031	0.029	0.028	0.026	0.014	0.013	0.013	0.012	0.011
	御 国 野	0.027	0.028	0.027	0.025	0.024	0.014	0.013	0.013	0.012	0.012
	網 干	0.033	0.027	0.027	0.025	0.023	0.016	0.013	0.012	0.012	0.010
	飾 西	0.022	0.020	0.022	(0.021)	0.020	0.012	0.010	0.011	(0.011)	0.010
	豊 富	(0.014)	—	—	—	—	(0.009)	—	—	—	—
香 寺	0.017	0.019	0.016	0.016	0.016	0.008	0.008	0.008	0.008	0.008	
林 田	0.018	0.014	0.016	0.013	0.015	0.008	0.007	0.006	0.006	0.007	
太子町	町 役 場	0.026	0.027	0.026	0.025	0.021	0.015	0.014	0.014	0.013	0.012
たつの市	市 役 所	0.019	(0.016)	0.021	0.018	0.016	0.009	(0.008)	0.009	0.008	0.008
相生市	市 役 所	0.031	0.028	0.028	0.026	0.026	0.016	0.014	0.015	0.014	0.013
赤穂市	市 役 所	0.024	0.025	0.024	0.023	0.022	0.013	0.012	0.012	0.011	0.010
丹波市	柏 原	0.012	0.011	0.011	0.010	0.010	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004
豊岡市	市 役 所	0.024	0.017	0.016	0.017	0.017	0.007	0.007	0.006	0.007	0.007
洲本市	市 役 所	0.028	0.025	0.026	0.024	0.026	0.011	0.010	0.009	0.009	0.010
全測定局平均値							0.016 [59局]	0.014 [58局]	0.014 [59局]	0.014 [58局]	0.013 [59局]

- (参考) 1 長期的評価における環境基準の達成とは、「年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下であること。」をいう。
2 「—」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。
3 () は、有効測定時間数(6000時間/年)に達していない局の値を示す。
4 全測定局平均値は、[]内の局数の年平均値の平均で、有効測定時間数に達していない年平均値を除いて算定した。

(3) 浮遊粒子状物質

市 町	測 定 局	1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた時間数					日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数					日平均値の2%除外値(mg/m^3)					年 平 均 値				
		平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度
		時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	日数	日数	日数	日数	日数	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3
尼崎市	北 部	0	6	0	0	0	0	1	0	1	0	0.048	0.044	0.052	0.043	0.044	0.021	0.020	0.019	0.018	0.017
	中 部	0	7	0	0	0	0	1	0	0	0	0.046	0.041	0.046	0.033	0.038	0.023	0.018	0.017	0.015	0.015
	南 部	0	8	0	0	0	0	1	0	2	0	0.055	0.046	0.058	△ 0.044	0.053	0.024	0.023	0.023	0.021	0.023
西宮市	市 役 所	0	6	0	0	0	0	1	1	2	0	0.052	0.045	0.066	△ 0.047	0.052	0.024	0.021	0.023	0.021	0.021
	鳴尾支所	0	8	0	0	0	0	1	0	3	0	0.055	0.050	0.060	△ 0.045	0.053	0.025	0.023	0.021	0.022	0.023
	瓦木公民館	0	7	0	0	0	0	1	0	1	0	0.046	0.047	0.053	0.042	0.052	0.021	0.021	0.021	0.018	0.019
	甲陵中学校	0	6	0	0	0	0	1	0	2	0	0.049	0.045	0.055	△ 0.043	0.055	0.020	0.020	0.020	0.021	0.022
	山口小学校	0	6	0	0	0	0	1	0	0	0	0.049	0.040	0.051	0.041	0.050	0.021	0.018	0.019	0.017	0.018
	浜甲子園	0	8	0	0	0	0	1	0	1	0	0.061	0.053	0.071	0.054	0.053	0.026	0.023	0.025	0.021	0.019
芦屋市	朝日ヶ丘小学校	0	7	0	0	0	0	1	1	2	0	0.053	0.049	0.063	△ 0.045	0.051	0.021	0.021	0.021	0.019	0.018
伊丹市	市 役 所	0	6	0	0	0	0	1	0	0	0	0.049	0.037	0.044	0.034	0.043	0.020	0.015	0.016	0.015	0.016
宝塚市	よりあいひろば	0	6	1	0	0	0	1	0	2	0	0.054	0.048	0.059	△ 0.046	0.056	0.021	0.021	0.021	0.019	0.018
川西市	市 役 所	0	7	0	0	0	0	1	0	2	0	0.041	0.041	0.050	△ 0.041	0.049	0.018	0.018	0.020	0.018	0.018
三田市	市 役 所	0	7	0	0	0	0	1	0	2	0	0.046	0.044	0.055	△ 0.042	0.051	0.022	0.021	0.021	0.020	0.021
神戸市	東 灘	0	10	0	0	0	0	1	0	1	0	0.051	0.049	0.062	0.046	0.054	0.021	0.020	0.022	0.020	0.019
	六甲アイランド	0	8	0	0	0	0	1	0	1	0	0.047	0.048	0.057	0.044	0.050	0.021	0.022	0.021	0.019	0.018
	灘 浜	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0.052	0.052	0.062	0.048	0.057	0.025	0.025	0.024	0.024	0.022
	港 島	0	8	2	0	0	0	1	2	2	0	0.065	0.053	0.070	△ 0.054	0.059	0.028	0.025	0.027	0.024	0.023
	灘	0	7	0	0	0	0	1	0	1	0	0.040	0.047	0.052	0.044	0.049	0.017	0.020	0.018	0.018	0.017
	葺 合	0	7	1	0	0	0	1	0	0	0	0.048	0.047	0.057	0.046	0.048	0.021	0.022	0.021	0.019	0.016
	兵 庫 南 部	0	8	0	0	0	0	1	2	2	0	0.054	0.055	0.075	△ 0.057	0.061	0.027	0.026	0.027	0.026	0.024
	長 田	0	10	0	0	0	0	1	1	1	0	0.057	0.055	0.081	0.040	0.048	0.027	0.032	0.033	0.018	0.017
	須 磨	0	8	1	0	0	0	1	0	1	0	0.056	0.052	0.071	0.057	0.054	0.026	0.024	0.025	0.022	0.019
	白 川 台	0	8	0	0	0	0	1	0	1	0	0.048	0.042	0.062	0.042	0.051	0.022	0.018	0.020	0.017	0.017
	垂 水	0	8	0	0	0	0	1	1	2	0	0.054	0.053	0.070	△ 0.055	0.062	0.027	0.026	0.027	0.025	0.023
	西 神	0	7	0	0	0	0	1	1	1	0	0.045	0.045	0.058	0.045	0.049	0.020	0.020	0.021	0.018	0.018
	押 部 谷	0	7	0	0	0	0	1	0	1	0	0.048	0.047	0.066	0.049	0.057	0.020	0.021	0.022	0.021	0.019
	北	0	7	2	0	0	0	1	0	1	0	0.040	0.041	0.050	0.034	0.046	0.016	0.017	0.016	0.015	0.014
明石市	北 神	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0.046	0.044	0.052	0.046	0.045	0.020	0.018	0.018	0.017	0.015
	王 子	0	7	0	0	0	0	1	0	1	0	0.055	0.050	0.070	0.055	0.058	0.025	0.022	0.022	0.023	0.021
	二 見	0	7	0	0	0	0	1	1	1	0	0.052	0.049	0.054	0.054	0.054	0.024	0.022	0.021	0.021	0.020
稲美町	大 久 保	0	8	0	0	0	0	1	1	1	0	0.049	0.051	0.061	0.053	0.056	0.021	0.023	0.024	0.023	0.023
	町 役 場	0	7	0	0	0	0	1	1	1	0	0.058	0.057	0.060	0.057	0.062	0.028	0.027	0.026	0.027	0.026
播磨町	町 役 場	0	7	0	1	0	0	1	1	1	0	0.049	0.050	0.062	0.054	0.054	0.023	0.021	0.021	0.020	0.019
加古川市	市 役 所	0	6	3	0	0	0	1	1	1	0	0.062	0.056	0.069	0.064	0.063	0.032	0.030	0.031	0.030	0.024
	尾 上	6	6	2	0	0	2	1	1	1	0	△ 0.063	0.060	0.068	0.058	0.063	0.027	0.024	0.025	0.023	0.023
	志方公民館	3	6	0	0	0	1	1	1	1	0	0.056	0.048	0.058	0.045	0.054	0.023	0.021	0.021	0.018	0.019

市 町	測 定 局	1時間値が $\geq 0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた時間数					日平均値が $\geq 0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数					日平均値の2%除外値(mg/m^3)					年 平 均 値				
		平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度
		時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	日数	日数	日数	日数	日数	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3
加古川市	別 府	0	6	0	0	0	0	1	0	1	0	0.059	0.056	0.067	0.058	0.053	0.031	0.027	0.028	0.025	0.021
	東 神 吉	0	7	0	0	0	0	1	1	2	0	0.054	0.052	0.063	△ 0.046	0.047	0.024	0.024	0.022	0.020	0.019
	平 荘	0	7	0	0	0	0	1	1	1	0	0.062	0.052	0.064	0.053	0.051	0.026	0.022	0.022	0.021	0.020
高砂市	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0.049	0.046	0.053	0.049	0.055	0.026	0.022	0.022	0.022	0.022
西脇市	市 役 所	0	8	0	0	0	0	1	0	0	0	0.055	0.041	0.049	0.046	0.049	0.026	0.017	0.016	0.015	0.014
姫路市	八 代	0	6	0	0	0	0	1	0	1	0	0.048	0.046	0.053	0.041	0.045	0.022	0.021	0.020	0.018	0.018
	広 畑	0	6	0	0	0	0	1	0	2	0	0.053	0.049	0.057	△ 0.054	0.062	0.025	0.024	0.025	0.025	0.025
	飾 磨	0	8	0	0	0	0	1	0	1	0	0.056	0.053	0.065	0.047	0.048	0.023	0.022	0.021	0.018	0.018
	白 浜	0	7	0	0	0	0	1	1	1	0	0.049	0.051	0.061	0.046	0.053	0.025	0.024	0.023	0.021	0.022
	御 国 野	0	7	1	0	0	0	1	1	1	0	0.052	0.049	0.070	0.049	0.064	0.027	0.023	0.026	0.023	0.025
	網 干	0	8	0	0	0	0	1	1	2	0	0.053	0.055	0.065	△ 0.049	0.050	0.028	0.026	0.026	0.024	0.022
	飾 西	0	9	0	0	0	0	1	0	0	0	0.058	0.044	0.053	0.034	0.049	0.022	0.017	0.017	0.015	0.016
	豊 富	(0)	—	—	—	—	(0)	—	—	—	—	(0.049)	—	—	—	—	(0.028)	—	—	—	—
	香 寺	0	6	0	(0)	0	0	1	0	(1)	0	0.049	0.048	0.058	(0.053)	0.047	0.023	0.024	0.026	(0.027)	0.016
林 田	0	7	0	0	0	0	1	0	0	0	0.054	0.047	0.050	0.041	0.047	0.022	0.018	0.017	0.017	0.017	
太子町	町 役 場	0	6	0	(0)	0	0	1	0	(0)	0	0.050	0.049	0.051	(0.044)	0.054	0.022	0.022	0.020	(0.016)	0.018
たつの市	市 役 所	0	(0)	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0.048	(0.039)	0.036	0.040	0.043	0.019	(0.019)	0.013	0.014	0.013
相生市	市 役 所	0	6	0	0	0	0	1	0	0	0	0.049	0.046	0.054	0.042	0.052	0.023	0.020	0.017	0.016	0.016
赤穂市	市 役 所	0	8	0	0	0	0	1	0	0	0	0.048	0.050	0.061	0.046	0.063	0.021	0.021	0.020	0.019	0.020
丹波市	柏 原	0	6	0	0	0	0	1	0	1	0	0.041	0.037	0.046	0.041	0.051	0.019	0.019	0.021	0.023	0.023
豊岡市	市 役 所	0	6	0	2	0	0	0	1	2	0	0.038	0.035	0.068	△ 0.042	0.050	0.018	0.015	0.022	0.018	0.020
洲本市	市 役 所	0	9	0	0	0	0	1	0	2	0	0.049	0.045	0.053	△ 0.043	0.045	0.023	0.021	0.019	0.019	0.018
全測定局平均値																	0.023	0.022	0.022	0.020	0.019
																	[58局]	[57局]	[58局]	[56局]	[58局]

- (参考) 1 長期的評価における環境基準の達成とは、「年間を通じて測定した1日平均値の高い方から、2%の範囲にあるものを除外した値(2%除外値)が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超える日が2日以上連続しないこと。」をいう。
- 2 この表において、「△」は、2日連続で日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超過したことを示し、長期的評価において環境基準が非達成であることを示す。
- 3 () は、有効測定時間数(6000時間/年)に達していない局の値を示す。
- 4 全測定局平均値は、[]内の局数の年平均値の平均で、有効測定時間数(6000時間/年)に達していない年平均値を除いて算定した。

(4) 微小粒子状物質

市 町	測 定 局	設置 主体	日平均値の年間98%値					年 平 均 値									
			平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度					
			$\mu\text{g}/\text{m}^3$														
神戸市	灘 浜	市	—	—	—	(32.5)	×	37.4	—	—	—	(12.1)	13.4				
	港 島	市	—	—	—	—	—	32.5	—	—	—	—	14.5				
	兵庫南部	市	—	—	—	—	—	(30.3)	—	—	—	—	(13.4)				
	須 磨	市	—	—	—	(38.9)	×	43.1	—	—	—	(15.6)	×	16.2			
	西 神	市	—	—	—	—	—	(30.0)	—	—	—	—	(12.7)				
	北 神	市	—	—	—	—	—	(25.9)	—	—	—	—	(10.3)				
明石市	王 子	国	—	—	×	50.0	×	37.3	×	37.9	—	—	×	16.2	14.1	×	15.2
	二 見	市	—	—	—	×	35.5	×	40.0	—	—	—	—	13.7	13.7		
稲美町	町 役 場	県	—	—	—	×	38.6	×	40.8	—	—	—	—	14.8	×	15.8	
加古川市	市 役 所	市	—	—	—	×	44.4	×	41.4	—	—	—	×	17.2	×	17.6	
	別 府	市	—	—	—	(35.5)	×	44.3	—	—	—	(15.9)	×	17.4			
高砂市	市 役 所	県	—	—	—	—	×	37.0	—	—	—	—	—	14.6			
姫路市	広 畑	市	—	—	—	—	—	(40.8)	—	—	—	—	—	(15.7)			
	白 浜	市	—	—	—	—	—	(38.9)	—	—	—	—	—	(15.3)			
	御 国 野	市	—	—	—	(37.0)	×	41.4	—	—	—	(13.5)	14.2				
	網 干	市	—	—	—	(34.5)	×	40.3	—	—	—	(13.3)	13.9				
	飾 西	市	—	—	—	—	—	(33.9)	—	—	—	—	(13.7)				
豊岡市	市 役 所	県	—	—	—	—	—	(25.1)	—	—	—	—	(11.1)				
全測定局平均値													16.2	15.0	15.1		
													[1局]	[4局]	[11局]		

(参考) 1 環境基準の達成とは、「1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、かつ、1年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。」をいう。

2 この表において、「×」の印のついた地点は、基準値超過を示す。

3 「—」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。

4 () は、有効測定日数(250日/年)に達していない局の値を示す。

表2 自動車排出ガス測定局の環境基準達成状況（二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質）

(1) 二酸化窒素

市 町	測 定 局	設置 主体	道 路	日平均値の年間98%値					年 平 均 値					
				平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	
				ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	
尼崎市	浜 田	市	国道2号	0.042	0.040	0.041	0.037	0.038	0.022	0.020	0.020	0.020	0.020	
	武庫川	市	国道43号	0.054	0.056	0.052	0.051	0.056	0.029	0.027	0.028	0.026	0.029	
	上坂部西公園	市	県道尼崎池田線	0.044	0.043	0.041	0.034	0.040	0.026	0.024	0.024	0.019	0.021	
	武庫荘総合高校	市	県道尼崎宝塚線	0.047	0.050	0.048	0.044	0.033	0.028	0.027	0.027	0.026	0.018	
	砂田こども広場	市	県道米谷昆陽尼崎線	0.049	0.048	0.043	0.043	0.042	0.030	0.028	0.026	0.026	0.020	
	園和小学校	市	市道尼崎豊中線	0.034	0.034	0.033	0.029	0.031	0.018	0.018	0.017	0.016	0.016	
西宮市	六 堪 寺	市	国道2号	0.048	0.046	0.048	0.043	0.043	0.026	0.024	0.024	0.022	0.021	
	甲 子 園	市	国道43号	0.046	0.051	0.048	0.043	0.041	0.027	0.027	0.025	0.024	0.023	
	津 門 川	市	国道43号	0.051	0.055	0.053	0.047	0.044	0.028	0.025	0.027	0.024	0.021	
	河 原	市	国道171号	0.043	0.042	0.043	0.039	0.041	0.022	0.020	0.020	0.020	0.018	
	塩 瀬	市	国道176号	0.050	0.052	0.053	0.049	0.052	0.031	0.031	0.031	0.030	0.031	
芦屋市	打 出	県	国道43号	0.059	0.060	0.056	0.054	0.052	0.032	0.031	0.031	0.029	0.026	
伊丹市	緑 ケ 丘	県	国道171号	0.057	0.057	0.054	0.051	0.051	0.037	0.036	0.035	0.032	0.032	
宝塚市	栄 町	県	国道176号	× 0.062	× 0.067	0.060	0.056	0.053	0.040	0.037	0.036	0.033	0.029	
神戸市	川西市	加 茂	県	県道尼崎池田線	0.043	0.043	0.036	0.036	0.036	0.023	0.021	0.019	0.018	0.018
	神戸市	垂 水	市	国道2号	0.052	0.053	0.050	0.045	0.047	0.033	0.029	0.029	0.027	0.026
		西 部	市	阪神高速道路	0.046	0.046	0.043	0.041	0.040	0.025	0.024	0.023	0.021	0.020
		東 部	市	国道43号	0.051	0.052	0.052	0.045	0.049	0.029	0.028	0.026	0.025	0.025
		西 神	市	国道175号	(0.044)	—	—	—	—	(0.025)	—	—	—	—
		北 神	市	中国自動車道	0.029	0.031	0.030	0.028	0.031	0.017	0.017	0.017	0.017	0.018
		西	市	国道175号	(0.042)	0.044	0.044	0.041	0.042	(0.025)	0.025	0.024	0.023	0.023
		中 西 部	市	国道2号	(0.039)	0.050	0.046	0.046	0.044	(0.022)	0.028	0.026	0.024	0.024
明石市	小 久 保	市	国道2号	0.043	0.042	0.039	0.037	0.037	0.026	0.025	0.023	0.022	0.022	
	林 崎	市	県道明石高砂線	0.046	0.045	0.041	0.038	0.042	0.024	0.022	0.021	0.019	0.020	
加古川市	平 岡	市	国道2号(加古川バイパス)	0.044	0.046	0.044	0.043	0.042	0.024	0.023	0.025	0.023	0.022	
	鳩 里	市	国道250号(明姫幹線)	0.039	0.038	0.036	0.033	0.032	0.021	0.020	0.020	0.017	0.017	
高砂市	中 島	県	国道250号(明姫幹線)	0.035	0.034	0.033	0.032	0.031	0.021	0.018	0.018	0.018	0.017	
小野市	上 本 町	県	県道加古川小野線	0.027	0.027	0.029	0.026	0.025	0.015	0.016	0.016	0.014	0.014	
姫路市	船 場	市	国道2号	0.035	0.034	0.032	0.026	0.028	0.022	0.018	0.017	0.016	0.014	
	飾 磨	市	県道姫路港線	0.037	0.039	0.036	0.036	0.036	0.021	0.019	0.019	0.019	0.018	
相生市	池 之 内	県	国道2号	0.040	0.039	0.040	0.037	0.033	0.023	0.023	0.023	0.022	0.019	
豊岡市	小 尾 崎	県	国道312号	0.020	0.015	0.017	0.019	0.015	0.011	0.009	0.008	0.009	0.008	
全測定局平均値									0.025 [29局]	0.024 [31局]	0.023 [31局]	0.022 [31局]	0.021 [31局]	

- (参考) 1 長期的評価における環境基準の達成とは、「年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下であること。」をいう。
 2 この表において、「日平均値の年間98%値」の欄で「×」の印のついた地点は、長期的評価において環境基準が非達成であることを示す。
 3 「—」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。
 4 () は、有効測定時間数(6000時間/年)に達していない局の値を示す。
 5 全測定局平均値は、[]内の局数の年平均値の平均で、有効測定時間数に達していない年平均値を除いて算定した。

(2) 浮遊粒子状物質

市 町	測 定 局	設置 主体	道 路	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間 数					日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日 数					日平均値の2%除外値(mg/m ³)					年 平 均 値						
				平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度		
				時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	日数	日数	日数	日数	日数	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³		
尼崎市	武庫川	市	国道43号	0	7	0	0	0	0	1	0	1	0	0.059	0.051	0.060	0.049	0.055	0.027	0.025	0.025	0.024	0.023		
	砂田こども広場	市	県道米谷昆陽尼崎線	0	6	0	0	0	0	1	0	0	0	0.052	0.043	0.053	0.046	0.053	0.024	0.021	0.020	0.020	0.019		
西宮市	六瀬寺	市	国道2号	0	5	0	0	1	0	0	0	0	0	0.048	0.043	0.048	0.043	0.048	0.022	0.018	0.018	0.017	0.019		
	甲子園	市	国道43号	0	8	0	0	0	0	1	0	1	0	0.055	0.049	0.062	0.048	0.052	0.025	0.022	0.022	0.021	0.020		
	津門川	市	国道43号	0	8	0	0	0	0	1	0	1	0	0.055	0.055	0.061	0.048	0.055	0.026	0.027	0.022	0.021	0.021		
	河原	市	国道171号	0	7	0	0	0	0	1	0	1	0	0.046	0.044	0.052	0.043	0.047	0.019	0.020	0.019	0.019	0.018		
	塩瀬	市	国道176号	0	6	0	0	0	0	1	0	0	0	0.050	0.046	0.052	0.044	0.051	0.024	0.022	0.018	0.019	0.018		
芦屋市	打出	県	国道43号	0	8	0	0	0	0	1	0	2	0	0.050	0.049	0.062	△ 0.046	0.051	0.022	0.022	0.024	0.021	0.019		
伊丹市	緑ヶ丘	県	国道171号	0	6	0	0	0	0	1	0	2	0	0.053	0.054	0.060	△ 0.047	0.052	0.027	0.025	0.023	0.023	0.022		
宝塚市	栄町	県	国道176号	0	7	0	0	0	0	1	0	2	0	0.055	0.047	0.061	△ 0.049	0.052	0.026	0.021	0.024	0.022	0.020		
川西市	加茂	県	県道尼崎池田線	0	9	0	0	3	0	1	1	2	0	0.055	0.053	0.061	△ 0.047	0.058	0.028	0.025	0.025	0.027	0.027		
神戸市	垂水	市	国道2号	0	9	8	0	0	0	1	6	1	0	0.069	0.076	△ 0.087	0.045	0.057	0.038	0.039	0.036	0.021	0.021		
	西部	市	阪神高速道路	0	7	0	0	0	0	1	0	1	0	0.049	0.046	0.061	0.045	0.056	0.022	0.021	0.022	0.020	0.019		
	東部	市	国道43号	0	7	0	1	0	0	1	0	1	0	0.061	0.056	0.061	0.051	0.052	0.025	0.025	0.022	0.021	0.019		
	西神	市	国道175号	(0)	—	—	—	—	(0)	—	—	—	—	(0.058)	—	—	—	—	(0.030)	—	—	—	—		
	北神	市	中国自動車道	0	8	0	0	0	0	1	0	0	0	0.050	0.048	0.062	0.054	0.057	0.021	0.021	0.023	0.021	0.020		
	中部	市	国道2号	—	(8)	0	0	0	—	(1)	0	2	0	—	(0.059)	0.065	△ 0.049	0.055	—	(0.022)	0.021	0.019	0.018		
明石市	小久保	市	国道2号	0	7	0	0	0	0	1	1	1	0	0.052	0.051	0.061	0.051	0.054	0.024	0.023	0.023	0.021	0.021		
	林崎	市	県道明石高砂線	0	6	0	0	0	0	1	0	1	0	0.072	0.058	0.069	0.057	0.061	0.039	0.028	0.024	0.028	0.024		
加古川市	平岡	市	国道2号(加古川バイパス)	0	7	0	0	0	0	1	1	2	0	0.059	0.059	0.069	△ 0.059	0.068	0.030	0.027	0.028	0.028	0.028		
	鳩里	市	国道250号(明姫幹線)	0	7	0	0	0	0	1	1	1	0	0.062	0.057	0.063	0.063	0.062	0.030	0.028	0.027	0.027	0.026		
高砂市	中島	県	国道250号(明姫幹線)	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0.052	0.044	0.056	0.051	0.058	0.024	0.019	0.021	0.020	0.021		
小野市	上本町	県	県道加古川小野線	1	7	1	0	0	0	1	0	2	0	0.053	0.054	0.056	△ 0.045	0.051	0.027	0.025	0.022	0.020	0.021		
姫路市	船場	市	国道2号	0	6	0	0	0	0	1	0	1	0	0.055	0.048	0.055	0.045	0.049	0.023	0.019	0.019	0.018	0.019		
	飾磨	市	県道姫路港線	0	7	0	0	0	0	1	0	1	0	0.047	0.046	0.057	0.047	0.057	0.020	0.021	0.021	0.019	0.020		
相生市	池之内	県	国道2号	0	11	0	0	1	0	1	0	1	0	0.048	0.047	0.056	0.040	0.050	0.023	0.020	0.018	0.015	0.017		
豊岡市	小尾崎	県	国道312号	0	6	0	0	0	0	1	0	1	0	0.051	0.051	0.063	0.038	0.053	0.021	0.019	0.020	0.015	0.016		
全測定局平均値																					0.025	0.023	0.022	0.021	0.021
																					[25局]	[26局]	[27局]	[27局]	[27局]

(参考) 1 長期的評価における環境基準の達成とは、「年間を通じて測定した1日平均値の高い方から、2%の範囲にあるものを除外した値(2%除外値)が0.10mg/m³以下であり、かつ、日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しないこと。」をいう。
 2 この表において、「日平均値の2%除外値」の欄で「×」は2%除外値が0.10mg/m³を超過したことを、「△」は、2日連続で日平均値が0.10mg/m³を超過したことを示し、長期的評価において環境基準が非達成であることを示す。
 3 「—」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。
 4 () は、有効測定時間数(6000時間/年)に達していない局の値を示す。
 5 全測定局平均値は、[]内の局数の年平均値の平均で、有効測定時間数(6000時間/年)に達していない年平均値を除いて算定した。

(3)一酸化炭素

市町	測定局	設置主体	道路	8時間平均値が20ppmを超えた回数					日平均値が10ppmを超えた日数					日平均値の2%除外値 (ppm)					年平均値				
				平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
				回数	回数	回数	回数	回数	日数	日数	日数	日数	日数	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
尼崎市	国設尼崎自排	国	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.9	1.4	1.3	1.2	1.0	0.5	0.8	0.8	0.7	0.7
	武庫川	市	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.9	0.8	0.7	0.7	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4
	砂田こども広場	市	県道米谷昆陽尼崎線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.4	0.9	0.8	0.7	0.7	0.9	0.5	0.4	0.4	0.4
西宮市	六湛寺	市	国道2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.9	0.9	0.8	0.7	0.7	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4
	甲子園	市	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	1.0	0.8	0.7	0.7	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4
	津門川	市	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.8	0.8	0.8	0.7	0.6	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
	河原	市	国道171号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.8	0.8	0.8	0.7	0.6	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
	塩瀬	市	国道176号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.9	0.9	0.9	0.8	0.7	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
芦屋市	打出	県	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.9	0.9	0.9	0.8	0.7	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4
伊丹市	緑ヶ丘	県	国道171号	0	0	(0)	0	0	0	0	(0)	0	0	1.1	0.9	(0.7)	0.9	0.9	0.8	0.6	(0.5)	0.6	0.6
宝塚市	栄町	県	国道176号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4
川西市	加茂	県	県道尼崎池田線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.9	0.9	0.9	0.8	0.7	0.5	0.5	0.6	0.5	0.4
神戸市	垂水	市	国道2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.8	0.9	1.0	0.8	0.8	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5
	東部	市	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.7	0.7	0.8	0.7	0.6	0.4	0.3	0.4	0.5	0.4
	北神	市	中国自動車道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.8	0.8	0.7	0.6	0.2	0.3	0.4	0.4	0.4
明石市	中部	市	国道2号	(0)	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	(0.7)	0.9	0.8	0.8	0.7	(0.3)	0.6	0.5	0.5	0.5
	小久保	市	国道2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.9	1.0	0.9	0.8	0.8	0.5	0.5	0.5	0.6	0.5
加古川市	林崎	市	県道明石高砂線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.9	0.8	0.9	0.7	0.7	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4
	平岡	市	国道2号(加古川バース)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.6	0.7	0.6	0.6	0.4	0.4	0.4	0.3	0.4
高砂市	中島	県	国道250号(明姫幹線)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.7	0.7	0.8	0.6	0.6	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
小野市	上本町	県	県道加古川小野線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.9	0.9	0.8	0.8	0.7	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4
姫路市	船場	市	国道2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5
	飾磨	市	県道姫路港線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.7	0.6	0.7	0.6	0.6	0.4	0.4	0.3	0.3	0.4
相生市	池之内	県	国道2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3	0.3	0.3	0.4	0.3
豊岡市	小尾崎	県	国道312号	0	0	(0)	0	0	0	0	(0)	0	0	0.7	0.8	(0.5)	0.6	0.5	0.4	0.4	(0.3)	0.3	0.3
全測定局平均値																			0.5	0.5	0.4	0.4	0.4
																			[24局]	[25局]	[23局]	[25局]	[25局]

(参考) 1 長期的評価における環境基準の達成とは、「年間を通じて測定した1日平均値の高い方から、2%の範囲にあるものを除外した値(2%除外値)が10ppm以下であり、かつ、日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しないこと。」をいう。
 2 「—」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。
 3 () は、有効測定時間数(6000時間/年)に達していない局の値を示す。
 4 全測定局平均値は、[]内の局数の年平均値の平均で、有効測定時間数(6000時間/年)に達していない年平均値を除いて算定した。

(4) 微小粒子状物質

市町	測定局	設置主体	道路	日平均値の年間98%値					年平均値						
				平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度		
				$\mu\text{g}/\text{m}^3$											
尼崎市	国設尼崎自排	国	国道43号	—	—	—	—	×	41.7	—	—	—	—	×	17.9
	砂田こども広場	市	県道米谷昆陽尼崎線	—	—	—	—		(39.6)	—	—	—	—		(22.3)
西宮市	甲子園	市	国道43号	—	—	—	—		(35.8)	—	—	—	—		(15.5)
	津門川	市	国道43号	—	—	—	(29.0)	×	36.6	—	—	—	(12.9)		13.8
芦屋市	打出	国	国道43号	—	—	×	44.0	×	38.7	×	42.5	—	—	×	15.7
伊丹市	緑ヶ丘	県	国道171号	—	—	—	—		33.8	—	—	—	—		14.6
宝塚市	栄町	国	国道176号	—	—	—	×	36.7	×	41.9	—	—	—	×	17.1
川西市	加茂	県	県道尼崎池田線	—	—	—	—	32.5	×	36.8	—	—	—		13.3
神戸市	垂水	市	国道2号	—	—	—	—		(38.8)	—	—	—	—		(17.3)
	東部	市	国道43号	—	—	—	—	×	35.7	—	—	—	—	×	15.7
明石市	林崎	市	県道明石高砂線	—	—	—	—	×	37.8	—	—	—	—		13.8
姫路市	船場	市	国道2号	—	—	—	(37.4)	×	40.6	—	—	—	(14.2)	×	15.3
	飾磨	市	県道姫路港線	—	—	—	—		(38.4)	—	—	—	—		(15.6)
全測定局平均値															
									15.7 [1局]						
									15.5 [3局]						
									15.5 [9局]						

- (参考) 1 環境基準の達成とは、「1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、かつ、1年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。」をいう。
- 2 この表において、「×」の印のついた地点は、基準値超過を示す。
- 3 「—」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。
- 4 () は、有効測定日数(250日/年)に達していない局の値を示す。

表3 光化学オキシダントの環境基準達成状況

市 町	測 定 局	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数					昼間の1時間値の平均値(ppm)					昼間の日最高1時間値の平均値(ppm)					
		平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	
		時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	
尼崎市	北 部	678	608	382	229	237	0.042	0.042	0.037	0.032	0.035	0.064	0.062	0.055	0.048	0.052	
	中 部	318	294	362	40	133	0.029	0.030	0.030	0.021	0.025	0.045	0.046	0.046	0.032	0.038	
	南 部	508	501	315	142	157	0.038	0.039	0.033	0.028	0.031	0.060	0.060	0.053	0.045	0.049	
西宮市	市 役 所	284	314	266	177	232	0.028	0.031	0.031	0.028	0.030	0.043	0.047	0.046	0.042	0.045	
	鳴 尾 支 所	529	438	380	209	311	0.029	0.028	0.029	0.026	0.029	0.048	0.046	0.047	0.041	0.046	
	瓦木公民館	445	427	272	216	277	0.030	0.032	0.030	0.028	0.031	0.047	0.049	0.046	0.043	0.046	
	甲陵中学校	697	593	322	224	406	0.036	0.037	0.034	0.031	0.035	0.052	0.053	0.049	0.044	0.049	
	山口小学校	556	546	308	346	483	0.034	0.035	0.030	0.031	0.034	0.051	0.050	0.044	0.045	0.050	
	浜 甲 子 園	341	531	278	242	298	0.030	0.035	0.032	0.030	0.033	0.044	0.051	0.048	0.044	0.048	
	朝日ヶ丘小学校	485	490	272	286	302	0.039	0.033	0.031	0.033	0.030	0.052	0.045	0.043	0.045	0.041	
芦屋市	朝日ヶ丘小学校	485	490	272	286	302	0.039	0.033	0.031	0.033	0.030	0.052	0.045	0.043	0.045	0.041	
伊丹市	市 役 所	224	171	252	164	376	0.026	0.027	0.028	0.026	0.023	0.039	0.040	0.043	0.038	0.035	
宝塚市	よりあいひろば	172	222	215	164	382	0.025	0.030	0.030	0.028	0.031	0.037	0.043	0.044	0.041	0.047	
川西市	市 役 所	244	263	182	119	362	0.029	0.030	0.029	0.025	0.033	0.043	0.043	0.042	0.036	0.047	
三田市	市 役 所	421	235	518	349	489	0.028	0.031	0.034	0.031	0.034	0.041	0.045	0.051	0.047	0.050	
	東 灘	521	462	238	128	207	0.038	0.035	0.029	0.028	0.031	0.055	0.051	0.042	0.040	0.045	
	灘	563	444	274	215	233	0.035	0.035	0.031	0.030	0.031	0.052	0.050	0.045	0.043	0.045	
	葺 合	671	608	361	266	339	0.038	0.039	0.035	0.031	0.035	0.054	0.054	0.049	0.044	0.049	
	兵庫 南 部	586	509	314	172	198	0.035	0.034	0.031	0.027	0.030	0.053	0.051	0.047	0.040	0.044	
	長 田	562	437	308	243	345	0.034	0.032	0.030	0.028	0.032	0.051	0.049	0.044	0.041	0.047	
	須 磨	470	451	235	162	204	0.032	0.032	0.029	0.026	0.029	0.051	0.050	0.045	0.040	0.045	
	白 川 台	754	536	469	244	380	0.037	0.034	0.034	0.029	0.035	0.055	0.050	0.049	0.043	0.051	
	垂 水	572	531	268	187	307	0.034	0.034	0.030	0.028	0.031	0.053	0.052	0.047	0.043	0.048	
	西 神	944	689	508	320	450	0.040	0.039	0.034	0.031	0.035	0.059	0.056	0.049	0.046	0.050	
神戸市	押 部 谷	885	711	434	357	503	0.040	0.039	0.035	0.033	0.037	0.056	0.054	0.048	0.046	0.051	
	北	758	667	439	261	413	0.040	0.040	0.034	0.033	0.037	0.055	0.055	0.046	0.044	0.049	
	北 神	710	595	350	217	347	0.036	0.035	0.032	0.028	0.032	0.053	0.051	0.046	0.040	0.047	
	王 子	480	449	403	142	205	0.032	0.033	0.032	0.027	0.029	0.051	0.052	0.050	0.042	0.046	
	二 見	599	684	612	287	434	0.032	0.036	0.035	0.029	0.033	0.052	0.055	0.054	0.045	0.051	
	大 久 保	499	472	425	140	335	0.029	0.032	0.030	0.025	0.029	0.047	0.049	0.048	0.040	0.046	
	稲美町	町 役 場	338	566	299	222	475	0.032	0.037	0.032	0.029	0.034	0.047	0.053	0.046	0.042	0.049
	播磨町	町 役 場	302	391	258	124	356	0.029	0.032	0.030	0.025	0.032	0.044	0.048	0.045	0.037	0.048
	加古川市	市 役 所	656	599	477	353	388	0.035	0.037	0.033	0.031	0.033	0.054	0.055	0.050	0.046	0.049
		尾 上	368	629	470	261	266	0.031	0.036	0.033	0.027	0.026	0.048	0.054	0.050	0.042	0.042
東 神 吉		556	519	428	260	340	0.032	0.035	0.034	0.029	0.033	0.049	0.050	0.050	0.044	0.048	
高砂市	市 役 所	151	287	143	370	162	0.026	0.029	0.027	0.030	0.025	0.039	0.043	0.040	0.046	0.039	
西脇市	市 役 所	613	596	797	369	457	0.036	0.037	0.039	0.031	0.034	0.053	0.054	0.057	0.045	0.049	

市 町	測 定 局	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数					昼間の1時間値の平均値(ppm)					昼間の日最高1時間値の平均値(ppm)				
		平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度
		時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
姫路市	八 代	560	571	205	205	188	0.034	0.035	0.028	0.027	0.029	0.052	0.052	0.043	0.041	0.043
	広 畑	643	609	353	237	265	0.033	0.035	0.031	0.028	0.030	0.053	0.054	0.048	0.044	0.046
	飾 磨	268	351	252	82	176	0.026	0.029	0.029	0.023	0.028	0.042	0.046	0.045	0.037	0.042
	白 浜	291	665	305	91	164	0.029	0.036	0.030	0.024	0.030	0.047	0.055	0.046	0.038	0.045
	御 国 野	555	534	372	260	370	0.033	0.034	0.032	0.029	0.032	0.051	0.050	0.048	0.044	0.049
	網 干	643	548	346	259	342	0.035	0.035	0.032	0.029	0.033	0.054	0.052	0.047	0.044	0.049
	飾 西	457	536	377	128	306	0.031	0.034	0.032	0.025	0.031	0.050	0.052	0.049	0.039	0.047
	豊 富	188	—	—	—	—	0.051	—	—	—	—	0.070	—	—	—	—
	香 寺	286	620	456	259	299	0.033	0.038	0.033	0.023	0.032	0.052	0.056	0.048	0.034	0.048
林 田	538	687	500	301	347	0.033	0.037	0.033	0.030	0.032	0.052	0.054	0.050	0.045	0.049	
太子町	町 役 場	548	398	330	535	226	0.033	0.030	0.029	0.030	0.024	0.053	0.046	0.045	0.048	0.038
たつの市	市 役 所	479	289	76	145	385	0.033	0.036	0.028	0.028	0.033	0.049	0.052	0.043	0.042	0.049
相生市	市 役 所	335	549	252	550	377	0.028	0.033	0.029	0.030	0.030	0.045	0.052	0.045	0.050	0.048
赤穂市	市 役 所	584	520	494	338	499	0.034	0.034	0.034	0.031	0.034	0.052	0.050	0.052	0.047	0.051
丹波市	柏 原	536	402	351	282	280	0.034	0.031	0.033	0.030	0.031	0.049	0.045	0.048	0.044	0.045
豊岡市	市 役 所	431	525	216	313	146	0.033	0.036	0.031	0.029	0.023	0.049	0.051	0.046	0.043	0.035
洲本市	市 役 所	612	488	355	288	321	0.036	0.035	0.034	0.031	0.031	0.053	0.050	0.047	0.043	0.044
全測定局平均値							0.033	0.034	0.032	0.028	0.031	0.050	0.051	0.047	0.043	0.046
							[53局]	[52局]	[52局]	[52局]	[52局]	[53局]	[52局]	[52局]	[52局]	[52局]

- (参考) 1 環境基準の達成とは、「1年間の昼間に測定されたすべての1時間値が0.06ppm以下であること。」をいう。
2 「昼間」とは、季節によらず、5時から20時までの15時間の時間帯をいい、6時から20時までの15個の1時間値を評価対象とする。

表4 光化学スモッグ注意報等の年度別推移

	予 報		注 意 報		被害者届出数 (人)
	日 数	地域数	日 数	地域数	
平成11年度	5	14	7	13	209
平成12年度	8	15	17	61	0
平成13年度	0	0	5	19	0
平成14年度	14	44	8	23	38
平成15年度	3	9	7	17	0
平成16年度	5	9	6	10	0
平成17年度	8	26	9	27	0
平成18年度	5	23	8	20	0
平成19年度	3	4	4	7	0
平成20年度	1	1	6	13	0
平成21年度	3	4	5	22	0
平成22年度	0	0	2	5	0
平成23年度	1	5	0	0	0
平成24年度	2	4	1	2	0

(備考) 光化学スモッグ注意報等の発令基準

予 報…測定局におけるオキシダント濃度が気象条件等から注意報の発令基準に達するおそれがあるとき。

注意報…測定局におけるオキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上になり、気象条件からみてその濃度が継続すると認められるとき。

表5 有害大気汚染物質の調査結果(平成24年4月～25年3月)

測定場所	アクリロニトリル			アセトアルデヒド			塩化ビニルモノマー			塩化メチル			クロロホルム				
	最大値	最小値	μg/m ³ 平均値	最大値	最小値	μg/m ³ 平均値	最大値	最小値	μg/m ³ 平均値	最大値	最小値	μg/m ³ 平均値	最大値	最小値	μg/m ³ 平均値		
一般環境	三田市役所及び三田市民会館	0.17	0.068	0.11	3.7	1.8	2.7	0.054	0.0006	0.014	2.3	1.3	1.7	0.30	0.14	0.20	
	西脇市役所及び西脇市保健福祉公社	0.16	0.052	0.11	6.5	1.9	3.3	0.050	0.0006	0.016	2.4	1.3	1.9	0.19	0.07	0.33	
	たつの市役所及び県龍野庁舎	0.19	0.060	0.11	7.9	2.2	4.2	0.051	0.0006	0.019	13	1.4	5.6	0.65	0.13	0.21	
	豊岡市役所	0.18	0.039	0.076	7.1	1.8	3.8	0.074	0.0006	0.016	2.1	1.2	1.6	0.27	0.13	0.19	
	洲本市役所及び洲本総合庁舎	0.17	0.059	0.12	5.3	2.4	4.1	0.14	0.0077	0.035	2.5	1.3	1.8	0.23	0.42	0.30	
固定発生源周辺	高砂市斎場	0.36	0.0091	0.082				1.8	0.0006	0.27	2.0	1.3	1.5	0.72	0.10	0.26	
	伊丹市役所	0.60	0.15	0.34				0.044	0.0006	0.017	10	1.6	3.2	0.29	0.14	0.21	
道路沿道	芦屋宮川小自排局	0.37	0.039	0.095	13	2.7	5.6	0.079	0.0054	0.023	2.1	1.2	1.6	0.21	1.3	0.44	
H23全国測定結果(平均値)(注1)			2.0	0.0058	0.088	7.9	0.45	2.2	1.2	0.0023	0.053	3.5	0.98	1.4	1.5	0.046	0.21
環境基準値			-			-			-			-			-		

測定場所	1, 2-ジクロロエタン			ジクロロメタン			テトラクロロエチレン			トリクロロエチレン			トルエン				
	最大値	最小値	μg/m ³ 平均値	最大値	最小値	μg/m ³ 平均値	最大値	最小値	μg/m ³ 平均値	最大値	最小値	μg/m ³ 平均値	最大値	最小値	μg/m ³ 平均値		
一般環境	三田市役所及び三田市民会館	0.52	0.058	0.16	13	0.35	3.6	0.46	0.058	0.16	0.30	0.012	0.082	26	6.1	10	
	西脇市役所及び西脇市保健福祉公社	0.39	0.088	0.18	6.3	2.0	3.7	0.38	0.039	0.17	0.24	0.029	0.12	15	1.7	6.2	
	たつの市役所及び県龍野庁舎	0.39	0.073	0.18	1.4	0.36	0.85	0.40	0.046	0.14	0.67	0.015	0.15	19	3.8	10	
	豊岡市役所	0.23	0.048	0.13	3.8	0.42	1.3	0.18	0.027	0.069	0.25	0.0063	0.043	29	3.2	8.4	
	洲本市役所及び洲本総合庁舎	0.22	0.073	0.14	2.2	0.50	1.2	0.35	0.074	0.17	0.35	0.0055	0.089	12	3.1	6.9	
固定発生源周辺	高砂市斎場	0.49	0.059	0.20	2.3	0.35	1.1	0.86	0.033	0.19	0.17	0.024	0.065	180	6.7	29	
	伊丹市役所	0.63	0.19	0.39	2.4	0.63	1.6	0.69	0.065	0.23	0.24	0.054	0.11	84	7.0	28	
道路沿道	芦屋宮川小自排局	0.29	0.094	0.19	1.8	0.53	1.2	0.46	0.14	0.26	1.3	0.072	0.26	140	5.5	22	
H23全国測定結果(平均値)(注1)			3.5	0.058	0.18	14	0.28	1.6	1.8	0.013	0.18	17	0.0074	0.53	36	0.77	8.5
環境基準値			-			150			200			200			-		

測定場所	1, 3-ブタジエン			ベンゼン			ベンゾ[a]ピレン			ホルムアルデヒド				
	最大値	最小値	μg/m ³ 平均値	最大値	最小値	μg/m ³ 平均値	最大値	最小値	ng/m ³ 平均値	最大値	最小値	μg/m ³ 平均値		
一般環境	三田市役所及び三田市民会館	0.33	0.10	0.20	4.6	0.95	1.7	0.71	0.018	0.17	4.8	1.4	2.6	
	西脇市役所及び西脇市保健福祉公社	0.36	0.024	0.12	2.2	0.67	1.3	0.50	0.041	0.18	9.7	1.6	3.7	
	たつの市役所及び県龍野庁舎	0.20	0.069	0.13	2.1	0.91	1.4	0.87	0.080	0.27	3.5	2.3	3.0	
	豊岡市役所	0.20	0.040	0.098	0.61	1.7	1.0	0.10	0.028	0.063	4.5	1.7	2.5	
	洲本市役所及び洲本総合庁舎	0.60	0.064	0.22	3.1	0.82	1.6	0.29	0.0006	0.10	8.0	2.0	4.6	
固定発生源周辺	高砂市斎場	1.3	0.063	0.22	18	1.1	3.0							
	伊丹市役所	0.19	0.048	0.14	3.0	1.1	1.6							
道路沿道	芦屋宮川小自排局	0.24	0.059	0.16	2.0	1.0	1.4	0.15	0.029	0.090	5.3	1.5	3.0	
H23全国測定結果(平均値)(注1)			1.9	0.0089	0.15	5.7	0.33	1.2	1.4	0.025	0.23	6.8	0.36	2.5
環境基準値			-			3			-			-		

測定場所	酸エチレン			水銀及びその化合物			ベリリウム及びその化合物			ニッケル化合物				
	最大値	最小値	μg/m ³ 平均値	最大値	最小値	ng/m ³ 平均値	最大値	最小値	ng/m ³ 平均値	最大値	最小値	ng/m ³ 平均値		
一般環境	三田市役所及び三田市民会館	0.081	0.0062	0.045	6.0	0.40	2.8	0.018	0.0001	0.0059	4.7	0.85	1.7	
	西脇市役所及び西脇市保健福祉公社	0.062	0.0058	0.031	7.7	0.90	2.2	0.035	0.0001	0.0076	7.4	0.49	2.5	
	たつの市役所及び県龍野庁舎	0.088	0.0071	0.049	1.7	0.9	1.4	0.026	0.0005	0.0088	4.2	0.81	2.2	
	豊岡市役所	0.087	0.013	0.042	1.7	1.1	1.4	0.019	0.00032	0.0075	2.0	0.63	1.2	
	洲本市役所及び洲本総合庁舎	0.073	0.011	0.042	1.5	0.30	0.85	0.024	0.0001	0.0060	4.3	1.1	2.4	
H23全国測定結果(平均値)(注1)			0.61	0.019	0.094	5.3	0.74	2.1	0.11	0.0037	0.023	22	0.57	4.4
環境基準値			-			-			-			-		

測定場所	ヒ素及びその化合物			マンガン及びその化合物			クロム及びその化合物				
	最大値	最小値	ng/m ³ 平均値	最大値	最小値	ng/m ³ 平均値	最大値	最小値	ng/m ³ 平均値		
一般環境	三田市役所及び三田市民会館	2.3	0.21	0.78	45	4.3	12	7.7	1.4	3.2	
	西脇市役所及び西脇市保健福祉公社	4.7	0.12	1.2	48	1.6	12	9.3	1.5	3.7	
	たつの市役所及び県龍野庁舎	2.4	0.24	0.93	29	3.2	16	9.2	1.8	4.6	
	豊岡市役所	1.1	0.25	0.64	15	3.0	6.6	3.4	1.6	2.6	
	洲本市役所及び洲本総合庁舎	1.5	0.12	0.76	25	1.5	8.7	5.8	1.9	3.3	
H23全国測定結果(平均値)(注1)			34	0.18	1.6	160	1.7	25	51	0.60	5.7
環境基準値			-			-			-		

注1) 全国測定結果については、23年度の全国測定結果(年平均値)の最大値・最小値・平均値である。
 注2) 塩化メチル及びトルエンは、平成24年4月1日に有害大気汚染物質の優先取組物質に追加されたことから、平成24年度から測定を開始した。

表6 兵庫県のアスベスト一般環境等モニタリング結果

(1)一般環境

測定地点	市町名	測定結果(単位:本/L)																	
		5年度	7年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度※2	23年度	24年度
西宮市役所	西宮市				0.05	0.05	0.05	不検出	0.04	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	※1 —	—	—	—	—
芦屋市立潮見小学校	芦屋市			0.04	0.06	0.06	0.09	0.05	0.04	不検出	不検出	不検出	不検出 ~0.1	不検出	不検出 ~0.06	不検出	0.054 ~0.28	0.070 ~0.15	0.12 ~0.22
伊丹市役所	伊丹市				0.07	0.04	0.05	0.04	0.05	不検出	不検出	不検出	不検出 ~0.04	不検出	不検出 ~0.06	不検出	0.055 ~0.070	0.056 ~0.10	0.11
宝塚市よりあいひろば	宝塚市				0.07	0.05	0.04	0.05	0.04	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出 ~0.11	不検出 ~0.06	0.065 ~0.080	不検出 ~0.082	0.071 ~0.16
社総合庁舎	加東市											不検出	不検出 ~0.03	不検出	不検出 ~0.06	不検出 ~0.06	0.056 ~0.18	0.054 ~0.056	不検出 ~0.12
播磨町役場	播磨町	0.07	0.07	0.08	0.06	0.06	0.04	0.07	0.05	不検出	0.05	不検出	不検出	不検出 ~0.11	不検出 ~0.16	不検出	0.056 ~0.10	0.088 ~0.25	0.14 ~0.34
龍野庁舎	たつの市											不検出	不検出	不検出	不検出	不検出 ~0.06	0.069 ~0.092	0.096 ~0.12	0.069 ~0.089
豊岡総合庁舎	豊岡市											不検出	不検出 ~0.03	不検出 ~0.16	不検出	不検出 ~0.06	0.095 ~0.10	0.053 ~0.32	0.069 ~0.078
柏原総合庁舎	丹波市											不検出	不検出	不検出 ~0.06	不検出	不検出	0.056 ~0.088	0.056 ~0.17	0.068 ~0.096
洲本総合庁舎	洲本市											不検出	不検出	不検出	不検出	不検出 ~0.11	0.082 ~0.12	0.043 ~0.060	0.093 ~0.13
尼崎市公害監視センター	尼崎市	0.07	0.11	0.05	0.08	0.04	0.06	0.04	0.04	不検出	不検出	不検出	不検出	※1 —	—	—	—	—	—

※1 尼崎市はH18、西宮市はH19まで（以降、各市でモニタリングを実施）

※2 アスベストモニタリングマニュアル（環境省）が改訂されたため、H22以降は総繊維数を測定・記載（H21まではアスベスト繊維数を測定・記載（総繊維数>アスベスト繊維数））

(2)道路沿道

測定地点	市町名	測定結果(単位:本/L)							
		平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度※2	23年度	24年度
芦屋市立宮川小学校	芦屋市	不検出	不検出	不検出	不検出 ~0.11	不検出 ~0.11	不検出 ~0.18	不検出 ~0.12	0.14 ~0.16

表7 酸性雨自動測定機による監視結果

年度	神戸（須磨）					豊岡				
	降水量 (mm)	年平均値				降水量 (mm)	年平均値			
		pH	EC	SO ₄ ²⁻	NO ₃ ⁻		pH	EC	SO ₄ ²⁻	NO ₃ ⁻
H3	1127	4.4	25	2.31	1.61	1991	4.5	25	2.31	1.61
H4	1042	4.5	25	1.79	1.55	1908	4.7	25	1.79	1.55
H5	1453	4.6	23	2.04	1.59	1965	4.7	23	2.04	1.59
H6	392	4.4	25	2.30	2.80	1478	4.6	25	2.30	2.80
H7	1088	4.5	25	2.25	1.96	1799	4.6	25	2.25	1.96
H8	942	4.4	31	2.08	1.85	1839	4.4	31	2.08	1.85
H9	1312	4.6	22	1.12	2.08	2069	4.6	22	1.12	2.08
H10	1228	4.5	20	1.74	1.19	1968	4.7	30	2.66	2.43
H11	1128	4.6	23	2.52	1.63	1820	4.7	30	2.88	2.08
H12	979	4.5	23	2.01	1.54	1815	4.5	34	3.74	1.90
H13	714	4.4	23	2.74	1.02	1877	4.8	30	2.16	1.08
H14	750	4.5	27	2.22	1.08	1401	4.5	45	2.88	1.35
H15	1113	4.6	22	1.63	1.07	1788	4.6	31	2.14	1.03
H16	1346	4.8	27	2.78	0.92	2149	4.6	31	1.83	1.07
H17	719	4.4	29	3.93	1.70	1723	4.3	36	4.42	1.61
H18	1110	4.4	27	1.66	2.51	1722	4.5	35	2.59	1.78
H19	1029	4.5	23	1.71	2.28	2089	4.5	33	2.23	1.96
H20	1219	4.6	19	1.76	1.25	(1147)	(4.6)	(47)	(3.22)	(1.34)
H21	1237	4.8	19	2.11	1.68	2008	4.8	27	2.23	1.53
H22	1466	4.8	15	1.29	0.86	2138	4.7	38	2.51	1.53
H23	1770	4.8	14	1.36	0.87	2630	4.7	32	2.14	1.28
H24	1192	4.7	19	1.71	1.12	2044	4.6	43	2.98	1.79

- (備考)
- 1 自動採取測定機の設置年月 平成3年2月
 - 2 測定項目 pH : 水素イオン濃度指数、 EC : 導電率 (μS/cm)
SO₄²⁻: 硫酸イオン濃度 (μg/mL)、NO₃⁻ : 硝酸イオン濃度 (μg/mL)
 - 3 測定項目 () は、H20については装置不良のため5月第3週～10月第4週まで未採取であることを示す。
 - 4 H23年度のpH測定結果に誤りがあったため修正しました。
(誤) 神戸pH4.9、豊岡pH4.8 → (正) 神戸pH4.8、豊岡pH4.7

表8 自動車騒音の測定結果（平成24年度）

路線名	調査地点	調査日	車線数	測定結果 (dB)		環境基準		要請限度				
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間			
一般国道	2号	高砂市阿弥陀町阿弥陀	10月29日	~	11月6日	2	70	66	○	×	○	○
		芦屋市春日町	1月15日	~	1月23日	4	67	63	○	○	○	○
	9号	美方郡香美町村岡区鹿田*	3月14日	~	3月15日	2	68	62	○	○	-	-
	43号 阪神高速3号線	尼崎市西本町	9月4日	~	9月5日	6+4	65	62	○	○	-	-
		西宮市市庭町	9月4日	~	9月5日	6+4	61	58	○	○	-	-
		芦屋市竹園町	9月4日	~	9月5日	6+4	61	57	○	○	-	-
	173号	川西市多田桜木	6月7日	~	6月15日	4	67	64	○	○	○	○
	175号	西脇市高松町	10月18日	~	10月26日	4	71	67	×	×	○	○
		加東市北野	9月26日	~	10月4日	4	65	60	○	○	○	○
	176号	川西市小花	11月26日	~	12月4日	2	64	61	○	○	○	○
		三田市長坂	5月14日	~	5月22日	2	70	65	○	○	○	○
		丹波市柏原町母坪	7月12日	~	7月20日	2	67	62	○	○	○	○
	179号	佐用郡佐用町佐用*	1月17日	~	1月18日	2	65	58	○	○	-	-
		揖保郡太子町東保*	1月29日	~	1月30日	2	69	64	○	○	-	-
	250号	加古郡播磨町北古田*	12月25日	~	12月26日	4	70	64	○	○	-	-
		加古郡播磨町二子*	1月8日	~	1月9日	4	67	60	○	○	-	-
312号	神崎郡神河町吉富*	1月15日	~	1月16日	2	67	61	○	○	-	-	
	神崎郡市川町屋形*	1月17日	~	1月18日	2	69	63	○	○	-	-	
	神崎郡福崎町南田原*	1月17日	~	1月18日	8	62	56	○	○	-	-	
373号	赤穂郡上郡町東町*	1月16日	~	1月17日	2	69	65	○	○	-	-	
427号	多可郡多可町中区靴屋*	1月9日	~	1月10日	2	69	63	○	○	-	-	
高速道路	中国自動車道	神崎郡福崎町西大貫	10月4日	~	10月12日	4	62	60	○	○	○	○
主要地方道	尼崎池田線	伊丹市鑄物師	11月12日	~	11月20日	4	67	60	○	○	○	○
	三木穴栗線	加西市鵜野町	12月6日	~	12月14日	2	67	60	○	○	○	○
	浜坂井土線	美方郡新温泉町七釜*	3月14日	~	3月15日	2	66	56	○	○	-	-
	川西三田線	川辺郡猪名川町紫合庵平井*	12月12日	~	12月13日	4	68	59	○	○	-	-
一般県道	大久保稲美加古川線	加古郡稲美町蛸草*	1月7日	~	1月8日	2	67	56	○	○	-	-
	本荘平岡線	加古郡播磨町南野添*	12月25日	~	12月26日	4	69	62	○	○	-	-
		加古郡播磨町北古田*	1月7日	~	1月8日	2	67	60	○	○	-	-
		加古郡播磨町本荘	4月23日	~	5月1日	4	70	63	○	○	○	○
	東播磨港線	加古郡播磨町新島*	12月25日	~	12月26日	4	69	60	○	○	-	-
明石高砂線	加古郡播磨町北本荘*	1月7日	~	1月8日	2	71	65	×	○	-	-	
市道	宮川線・山手幹線	芦屋市大原町	5月23日	~	5月31日	2+2	65	60	×	×	○	○

注1) *は常時監視地点。

注2) 要請限度の「-」表示は、評価が、連続する7日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3日間について評価することとなっているため評価できないことを示している。

表9 自動車振動の要請限度との対比（移動観測車による測定結果）

路線名		調査地点	調査日	車線数	測定結果 (dB)		要請限度 (dB)		要請限度超過状況	
					昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
一般国道	2号	高砂市阿弥陀町阿弥陀	10月29日 ~ 11月6日	2	37	<30	65	60	○	○
		芦屋市春日町	1月15日 ~ 1月23日	4	36	32	65	60	○	○
	173号	川西市多田桜木	6月7日 ~ 6月15日	4	36	32	65	60	○	○
	175号	西脇市高松町	10月18日 ~ 10月26日	4	37	32	70	65	○	○
		加東市北野	9月26日 ~ 10月4日	4	32	<30	65	60	○	○
	176号	川西市小花	11月26日 ~ 12月4日	2	38	32	70	65	○	○
		三田市長坂	5月14日 ~ 5月22日	2	36	<30	65	60	○	○
		丹波市柏原町母坪	7月12日 ~ 7月20日	2	36	<30	65	60	○	○
高速道路	中国自動車道	神崎郡福崎町西大貫	10月4日 ~ 10月12日	4	39	37	65	60	○	○
主要地方道	尼崎池田線	伊丹市鑄物師	11月12日 ~ 11月20日	4	39	34	70	75	○	○
	三木宍粟線	加西市鶉野町	12月6日 ~ 12月14日	2	<30	<30	65	60	○	○
一般県道	本荘平岡線	加古郡播磨町本荘	4月23日 ~ 5月1日	4	35	<30	65	60	○	○
市道	宮川線・山手幹線	芦屋市大原町	5月23日 ~ 5月31日	2+2	42	36	65	60	○	○

（備考）・測定値<30は振動レベル30dB未満を示す。

表10 大阪国際空港周辺航空機騒音常時測定結果（平成24年度）

（単位：WECPNL）

測定場所	測定機関	環境基準地域類型	H24										H25			平均	環境基準適合状況
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
伊丹市	桜台小学校	県	I	67.2	67.2	67.4	66.3	66.8	66.8	67.9	68.6	67.1	66.5	66.8	67.1	67.2	○
	花里小学校	県	I	66.2	66.1	66.0	65.0	65.5	65.4	66.5	66.6	66.4	66.0	66.1	66.2	66.1	○
	緑ヶ丘センター	国	I	67.8	68.3	68.1	66.9	65.9	66.5	67.8	68.2	68.6	(67.8)	(67.9)	(67.9)	(67.7)	○
	北野センター	国	I	69.7	69.6	69.9	68.7	69.5	69.2	69.3	69.2	68.3	(67.9)	(68.3)	(69.0)	(69.1)	○
	西桑津会館	市	II	76.2	76.6	76.1	75.7	76.2	75.8	76.8	76.8	76.4	欠測	欠測	(76.5)	(76.3)	×
川西市	西猪名公園	県	II	79.8	78.8	79.4	78.9	79.3	78.9	78.8	78.6	78.0	77.4	77.8	78.5	78.7	×
	久代小学校	国	I	75.2	74.9	75.6	75.3	75.6	75.2	75.2	75.1	74.3	(73.8)	(74.1)	(74.8)	(75.0)	×
宝塚市	長尾南会館	県	I	65.3	65.1	64.1	63.7	65.8	65.1	63.7	64.2	63.6	63.0	63.5	64.0	64.2	○
	安倉中学校	国	I	66.3	66.3	66.2	64.9	66.6	65.5	65.6	65.4	64.6	(64.6)	(64.8)	(65.4)	(65.6)	○
西宮市	阪神特別支援学校	国	I	63.4	63.7	63.1	61.2	63.4	62.9	63.0	62.7	62.3	(62.3)	(63.0)	(62.5)	(62.8)	○
尼崎市	武庫北小学校	県	I	63.8	64.8	64.2	62.3	63.1	63.8	64.3	64.2	63.4	64.1	63.4	63.1	63.8	○
	武庫東小学校	国	I	64.7	65.0	64.4	63.0	63.9	63.9	65.1	65.3	64.9	(64.6)	(64.6)	(64.6)	(64.5)	○

- 〔備考〕 1. 環境基準地域類型Ⅰは、専ら住居の用に供する地域で基準値は70WECPNL以下、類型Ⅱは、Ⅰ以外の地域で通常の生活を保全する必要がある地域で基準値は75WECPNL以下。
 2. 各月の欄の（ ）内は平成24年1月、2月、3月のデータ、「平均」欄の（ ）内は平成24年（暦年）の平均値である。
 3. 測定機関が国とあるもの平成24年版大阪国際空港騒音調査年報による。
 （平成24年1月～6月までは大阪航空局、平成24年7月～12月新関西国際空港株式会社の管理）
 測定機関が市とあるものは、航空機騒音監視システム平成23年騒音調査年報（伊丹市総合政策部空港室）による。

表11 淡路島における航空機騒音の測定結果

(単位:WECPNL)

測定地点	平成24年度			
	測定期間	WECPNL		
		最大	最小	平均
淡路市塩尾 塩田小学校	6/7~6/19	56	32	47
	10/18~10/30	49	25	42
淡路市釜口 釜口小学校	5/24~6/5	51	36	45
	10/5~10/16	44	23	41
淡路市野島江崎 野島消防器具庫	5/10~5/22	52	42	49
	9/20~10/3	54	43	49
南あわじ市福良 南淡B&G海洋センター	6/21~7/3	46	27	41
	11/1~11/13	48	29	40
南あわじ市沼島 沼島小学校	7/5~7/19	63	39	54
	11/29~12/13	67	44	60

※全地点とも適合状況はI類型の環境基準（70WECPNL）と比較した場合である。

表12 新幹線鉄道騒音・振動測定結果（平成24年度）

地域 類型	測定場所 (線路最寄り 地点の地名)	測定 年月日	騒音測定結果 (dB(A))			振動測定結果 (dB)			全測定 本数 上り/ 下り	用途 地域	東京起点 の距離 (km)	測定地点 側の軌道 の別	構造物の種類		軌道の 種類	防音壁	
			12.5 m地点	25m 地点	50m 地点	12.5 m地点	25m 地点	50m 地点					種類	軌道面 の 高さ (m)		種類	レール から の 高さ (m)
I	尼崎市上食満	H24.10.3	71	67	62	61	58	51	10/10	第1中高	524.130	上り	ラーメン	7.1	バラスト	直型+ ラムダ 吸音板 あり	2.95
	伊丹市南野	H24.10.24	70	66	62	54	53	46	10/10	第2中高	526.830	上り	ケタ	7.6	バラスト	直型+ ラムダ 吸音板 あり	2.95
	西宮市上中市	H24.11.13	65	65	* 62	63	63	* 59	10/10	第1中高	530.500	上り	ラーメン	11.8	バラスト	直型+ ラムダ 吸音板 あり	2.45
	明石市魚住町 金ヶ崎柳井	H24.5.7	71	69	61	63	61	53	11/9	第1住居	574.500	下り	ラーメン	6.5	スラブ	直型+ ラムダ	2.70
	加古郡播磨町 野添	H24.7.9	69	65	62	56	48	39	11/9	第1住居	580.580	下り	ラーメン	7.8	バラスト	直型+ ラムダ	2.45
	加古川市尾上町 長田	H24.5.21	68	67	65	62	56	45	12/8	第1住居	585.300	下り	ラーメン	9.8	バラスト	直型	2.45
	高砂市松陽	H24.5.29	71	67	62	58	55	50	11/9	第1住居	591.000	下り	ラーメン	6.8	バラスト	直型	2.25
	揖保郡太子町 東南	H24.6.13	74	72	** 69	62	55	** 49	10/10	第1中高	611.050	上り	ラーメン	7.8	バラスト	直型	1.25
	たつの市揖保町 西構	H24.9.24	71	70	69	63	54	46	11/9	調整	614.480	上り	ラーメン	8.4	バラスト	直型 吸音板 あり	2.25
	たつの市揖保川 町黍田	H24.9.20	72	72	69	61	55	48	10/10	調整	617.300	上り	ラーメン	6.0	バラスト	直型	2.5
II	相生市那波野	H24.12.18	71	69	64	59	55	45	10/10	第1住居	619.440	下り	ラーメン	7.5	バラスト	直型+ ラムダ 吸音板 あり	1.95
	赤穂市真殿門前	H24.10.18	71	69	64	60	58	48	9/11	調整	629.140	下り	ラーメン	8.4	バラスト	直型+ ラムダ	2.45
	神戸市西区 伊川谷	H24.10.9	69	68	64	65	57	53	10/10	準工業	566.900	上り	ラーメン	7.8	バラスト	直型+ ラムダ 吸音板 あり	1.95
姫路市四郷町 山脇	H24.6.5	72	70	68	51	48	46	10/10	準工業	598.000	下り	ラーメン	6.1	バラスト	直型	2.25	

* : 45m地点での測定結果
 ** : 53m地点での測定結果
 (備考) 1. 騒音の環境基準地域類型 I は主として住居の用に供される地域で基準値は70dB以下、類型 II は商工業の用に供される地域等 I 以外の地域で基準値は75 dB 以下である。
 2. 騒音の基準値超過にはアンダーラインを示した。
 3. 振動の指針値は70 dB 以下である。

表13 河川、海域及び湖沼の環境基準達成状況

人の健康の保護に関する項目の環境基準達成状況

水 域 別 項 目	河 川			海 域			湖 沼		
	m/n	a/b	適合率 (%)	m/n	a/b	適合率 (%)	m/n	a/b	適合率 (%)
カドミウム	0 / 558	0 / 196	100	0 / 104	0 / 40	100	0 / 8	0 / 1	100
全シアン	0 / 516	0 / 195	100	0 / 104	0 / 40	100	0 / 8	0 / 1	100
鉛	0 / 629	0 / 207	100	0 / 104	0 / 40	100	0 / 8	0 / 1	100
六価クロム	0 / 553	0 / 195	100	0 / 104	0 / 40	100	0 / 8	0 / 1	100
砒素	7 / 571	1 / 209	99.5	0 / 104	0 / 40	100	0 / 8	0 / 1	100
総水銀	0 / 490	0 / 195	100	0 / 90	0 / 40	100	0 / 8	0 / 1	100
アルキル水銀	0 / 223	0 / 115	100	0 / 38	0 / 20	100	- / -	- / -	-
PCB	0 / 177	0 / 130	100	0 / 41	0 / 37	100	0 / 2	0 / 1	100
ジクロロメタン	0 / 349	0 / 155	100	0 / 66	0 / 39	100	0 / 8	0 / 1	100
四塩化炭素	0 / 343	0 / 155	100	0 / 66	0 / 39	100	0 / 8	0 / 1	100
1,2-ジクロロエタン	0 / 343	0 / 155	100	0 / 66	0 / 39	100	0 / 8	0 / 1	100
1,1-ジクロロエチレン	0 / 343	0 / 155	100	0 / 66	0 / 39	100	0 / 8	0 / 1	100
トリス-1,2-ジクロロエチレン	0 / 343	0 / 155	100	0 / 66	0 / 39	100	0 / 8	0 / 1	100
1,1,1-トリクロロエタン	0 / 343	0 / 155	100	0 / 66	0 / 39	100	0 / 8	0 / 1	100
1,1,2-トリクロロエタン	0 / 343	0 / 155	100	0 / 66	0 / 39	100	0 / 8	0 / 1	100
トリクロロエチレン	0 / 347	0 / 155	100	0 / 66	0 / 39	100	0 / 8	0 / 1	100
テトラクロロエチレン	0 / 347	0 / 155	100	0 / 66	0 / 39	100	0 / 8	0 / 1	100
1,3-ジクロロプロパン	0 / 322	0 / 156	100	0 / 66	0 / 39	100	0 / 8	0 / 1	100
チウラム	0 / 235	0 / 125	100	0 / 49	0 / 30	100	0 / 8	0 / 1	100
シマジン	0 / 235	0 / 125	100	0 / 49	0 / 30	100	0 / 8	0 / 1	100
チオベンカルブ	0 / 235	0 / 125	100	0 / 49	0 / 30	100	0 / 8	0 / 1	100
ベンゼン	0 / 344	0 / 158	100	0 / 66	0 / 39	100	0 / 8	0 / 1	100
セレン	0 / 451	0 / 180	100	0 / 82	0 / 39	100	0 / 8	0 / 1	100
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0 / 1,018	0 / 214	100	0 / 828	0 / 72	100	0 / 24	0 / 1	100
ふっ素	38 / 483	9 / 167	94.6	(海域には適用しない)			0 / 24	0 / 1	100
ほう素	0 / 374	0 / 153	100	(海域には適用しない)			0 / 8	0 / 1	100
1,4-ジオキサン	0 / 331	0 / 150	100	0 / 65	0 / 39	100	0 / 8	0 / 1	100
合 計	45 / 10,846	10 / 224	95.5	0 / 2,537	0 / 77	100	0 / 234	0 / 1	100

(備考) m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数
a: 環境基準不適合地点数 b: 全測定地点数

$$\text{環境基準達成率}(\%) = \frac{b-a}{b} \times 100$$

表14 河川、海域及び湖沼の環境基準達成状況等

(1) BOD又はCOD

①河川

水域名		環境基準			採水地点(市町名)	BOD経年変化(単位mg/L)75%値				備考
		類型	類型指定年月日	達成期間		14年度	22年度	23年度	24年度	
猪名川	上流	A(BOD2mg/L以下)	H21.3.31	イ	銀橋(川西市)	1.2	1.1	1.4	1.1	
					軍行橋(伊丹市)	1.3	1.1	1.1	1.0	
	下流(1)	B(BOD3mg/L以下)	H13.3.30	□	中園橋(尼崎市)	2.5	1.8	1.6	1.4	H12年度までは類型E(8mg/L以下)で評価
	下流(2)	D(BOD8mg/L以下)	H13.3.30	イ	利倉橋(豊中市)	* 10	* 9.5	6.8	* 10	
神崎川		B(BOD3mg/L以下)	H13.3.30	□	辰巳橋(尼崎市) (大阪市)	2.6	2.3	3.0	1.6	
庄下川		C(BOD5mg/L以下)	H3.3.29	ハ	尾浜大橋(尼崎市)	2.7	2.3	1.4	1.2	
昆陽川		C(BOD5mg/L以下)	H3.3.29	ハ	尾浜橋(尼崎市)	4.7	2.2	2.0	2.1	
武庫川	上流	A(BOD2mg/L以下)	S45.9.1	イ	大橋(三田市)	1.3	0.5	0.6	1.0	
	中流	B(BOD3mg/L以下)	S45.9.1	イ	百間樋(宝塚市)	2.1	1.1	1.0	1.3	
	下流	C(BOD5mg/L以下)	S45.9.1	イ	甲武橋(尼崎市) (西宮市)	1.8	1.6	1.9	1.8	
夙川		C(BOD5mg/L以下)	H3.3.29	ハ	夙川橋(西宮市)	1.7	1.1	1.3	1.4	
福田川		E(BOD10mg/L以下)	S60.3.22	□	福田橋(神戸市)	1.3	1.8	1.6	1.8	
明石川	上流	B(BOD3mg/L以下)	S48.9.4	イ	上水源取水口(神戸市)	1.2	1.4	1.4	2.1	
	下流	C(BOD5mg/L以下)	S48.9.4	□	嘉永橋(明石市)	1.9	4.8	2.7	3.9	
伊川		C(BOD5mg/L以下)	S60.3.22	□	二越橋(神戸市)	1.9	2.0	2.1	1.9	
谷八木川		E(BOD10mg/L以下)	S60.3.22	ハ	谷八木橋(明石市)	6.3	2.5	2.4	4.9	
喜瀬川		D(BOD8mg/L以下)	H1.3.22	ハ	野添橋(播磨町)	* 9.1	3.8	4.6	2.2	
加古川	上流	A(BOD2mg/L以下)	S45.9.1	イ	井原橋(丹波市)	1.0	0.9	1.8	1.2	
	下流	B(BOD3mg/L以下)	S45.9.1	□	板波橋(西脇市)	1.8	1.2	1.0	1.0	
	下流	B(BOD3mg/L以下)	S46.5.25	□	加古川橋(加古川市)	1.7	1.3	1.4	1.6	
志染川		B(BOD3mg/L以下)	S60.3.22	□	坂本橋(神戸市)	1.1	1.0	0.9	1.2	
別府川		C(BOD5mg/L以下)	H6.3.1	ハ	十五社橋(加古川市)	* 6.5	2.9	2.9	2.8	

水域名			環境基準			採水地点(市町名)	BOD経年変化(単位mg/L)75%値				備考
			類型	類型指定年月日	達成期間		14年度	22年度	23年度	24年度	
市川	上流	A(BOD2mg/L以下)	S48.9.4	イ	神崎橋(福崎町)	2.0	1.5	1.0	0.8		
	下流	B(BOD3mg/L以下)	S48.9.4	ロ	仁豊野橋(姫路市)	1.1	1.0	0.8	0.8		
船場川	上流	B(BOD3mg/L以下)	H3.3.29	イ	工業用水取水点(姫路市)	0.9	1.1	1.2	1.5		
	下流	C(BOD5mg/L以下)	H3.3.29	イ	保城橋(姫路市)	1.2	1.0	1.2	1.0		
夢前川	上流	A(BOD2mg/L以下)	S48.9.4	イ	加茂橋(姫路市)	3.8	1.6	3.2	2.7		
	下流	B(BOD3mg/L以下)	S48.9.4	イ	蒲田橋(姫路市)	1.0	1.1	1.0	0.6		
揖保川	上流	A(BOD2mg/L以下)	S48.5.1	イ	京見橋(姫路市)	1.3	1.1	1.2	0.8		
					穴栗橋(穴栗市)	0.8	0.6	0.6	0.7		
	下流	B(BOD3mg/L以下)	S48.5.1	ハ	竜野橋(たつの市)	0.8	0.7	0.6	0.8		
千種川	上流	AA(BOD1mg/L以下)	S47.6.23	イ	王子橋(姫路市)	0.9	0.8	0.9	1.0		
					(たつの市)						
	下流	A(BOD2mg/L以下)	S47.6.23	イ	室橋(穴栗市)	1.0	0.6	0.8	0.6		
円山川	上流	A(BOD2mg/L以下)	S49.3.5	ロ	隈見橋(上郡町)	1.4	0.7	1.0	0.9		
					坂越橋(赤穂市)	1.7	0.9	1.2	1.3		
	下流	B(BOD3mg/L以下)	S49.3.5	イ	上小田橋(養父市)	0.6	0.6	0.6	0.7		
竹野川	上流	AA(BOD1mg/L以下)	S50.2.4	イ	上ノ郷橋(豊岡市)	0.8	0.6	0.6	0.8		
					立野大橋(豊岡市)	1.0	0.6	0.8	0.8		
竹野川	下流	A(BOD2mg/L以下)	S51.1.23	イ	竹野新橋(豊岡市)	0.6	0.6	<0.5	0.5		
佐津川	上流	AA(BOD1mg/L以下)	S50.2.4	イ	佐津川橋(香美町)	<0.5	0.5	<0.5	<0.5		
矢田川	下流	A(BOD2mg/L以下)	S50.2.4	イ	細野橋(香美町)	<0.5	0.5	<0.5	<0.5		
	上流	AA(BOD1mg/L以下)	S50.2.4	イ	油良橋(香美町)	<0.5	0.5	<0.5	0.6		
岸田川	下流	A(BOD2mg/L以下)	S50.2.4	イ	高富橋(新温泉町)	<0.5	0.7	0.5	0.5		
	上流	AA(BOD1mg/L以下)	S50.2.4	イ	清富橋(新温泉町)	0.6	0.7	0.7	0.5		
阪神	蓬川	—	—	—	琴浦橋(尼崎市)	2.1	2.2	1.6	1.8		
地域諸河川	野田川	—	—	—	九郎橋上流(西宮市)	2.9	3.6	3.1	1.5	H13年度までは久寿川流末 H15年度まではポンプ場	
	住吉川	—	—	—	住吉川橋(神戸市)	0.5	0.9	0.8	0.8		
	都賀川	—	—	—	昌平橋(神戸市)	0.6	1.0	0.9	1.1		
	新湊川	—	—	—	南所橋(神戸市)	1.6	1.5	1.2	1.5		
播磨地域河川	天川	—	—	—	日笠歩道橋(高砂市)	4.7	2.4	2.4	1.0		
	法華山谷川	—	—	—	千鳥大橋(高砂市)	4.6	3.0	2.0	2.8		
	八家川	—	—	—	国道2号線ハバ下(姫路市)	4.1	1.4	1.5	2.2		
淡路河川	大津茂川	—	—	—	大平橋(姫路市)	3.1	1.6	1.9	1.1		
	洲本川	—	—	—	潮橋(洲本市)	2.6	2.6	1.8	2.1		
河川	三原川	—	—	—	脇田橋(南あわじ市)	1.7	2.0	2.0	2.9		

②海域

水域名		環境基準			採水地点	COD経年変化(単位mg/L)75%値				備考
		類型	類型指定年月日	達成期間		14年度	22年度	23年度	24年度	
大阪湾	大阪湾(1)	C(COD8mg/L以下)	S46.12.28	イ	神戸市東部沖1	5.2	4.9	4.1	4.4	
					西宮市沖1	5.8	5.2	4.9	4.8	
	"(2)	B(COD3mg/L以下)	S46.12.28	ロ	神戸市東部沖2	4.1	*4.7	*4.2	*4.2	
					西宮市沖2	*4.5	*4.4	*4.5	*4.2	
	"(3)	A(COD2mg/L以下)	S46.12.28	ハ	神戸市東部沖3	*4.3	*3.3	*3.2	*3.2	
	"(4)	A(COD2mg/L以下)	S46.12.28	ロ	神戸市中央部沖	*3.7	*2.9	*3.1	*3.2	
					神戸市東部沖4	*2.8	*2.5	*3.0	*2.9	
	"(5)	A(COD2mg/L以下)	S46.12.28	イ	神戸市西部沖1	*2.1	1.7	1.6	1.8	
					神戸市西部沖2	*2.1	1.6	1.8	1.8	
		洲本港(1)	C(COD8mg/L以下)	S46.12.28	イ	洲本内港内	2.3	1.9	1.6	1.9
	洲本港(2)	B(COD3mg/L以下)	S46.12.28	イ	洲本外港内	2.1	1.9	1.9	2.0	
	津名港	C(COD8mg/L以下)	S46.12.28	イ	津名港内	2.5	2.0	2.1	1.7	H14年度まで志筑港内
	兵庫運河	C(COD8mg/L以下)	S46.12.28	ロ	材木橋	4.4	5.6	3.4	3.8	
播磨灘	播磨海域(1)	C(COD8mg/L以下)	S46.5.25	イ	明石港内	2.2	1.8	1.9	2.1	
	"(2)	C(COD8mg/L以下)	S46.5.25	イ	別府港内	2.7	2.6	2.9	3.1	
	"(3)	C(COD8mg/L以下)	S46.5.25	ロ	高砂本港内	2.8	3.2	3.8	2.9	
	"(4)	C(COD8mg/L以下)	S46.5.25	ロ	高砂西港港口先	3	2.4	3.4	2.4	
	"(5)	C(COD8mg/L以下)	S46.5.25	イ	大塩港内	2.6	3.1	3.5	2.9	
	"(6)	C(COD8mg/L以下)	S46.5.25	イ	東部工業港内	2.5	2.9	3.0	2.7	
	"(7)	C(COD8mg/L以下)	S46.5.25	イ	飾磨港内1	3.4	3.4	4.2	3.6	
	"(8)	C(COD8mg/L以下)	S46.5.25	イ	広畑港内	2.6	3.8	2.8	3.0	
	"(9)	C(COD8mg/L以下)	S46.5.25	イ	網干港内	2.9	3.5	3.1	3.0	
	"(10)	C(COD8mg/L以下)	S46.5.25	イ	材木港内	2.5	3.0	3.1	3.0	
	"(11)	B(COD3mg/L以下)	S46.5.25	ロ	二見港沖	2.5	2.4	2.3	2.2	
					別府港沖	2.2	2.1	2.8	2.4	
					高砂西港沖	2.6	2.2	2.6	2.4	
				白浜沖	2.7	2.7	2.7	2.8		
				飾磨港沖	2.6	2.7	*3.1	2.8		
				網干港沖	2.7	2.4	2.9	2.9		
"(12)	B(COD3mg/L以下)	S46.5.25	イ	明石港沖	2.1	1.9	1.9	1.8		
"(13)	A(COD2mg/L以下)	S46.5.25	イ	明石林崎沖	*2.1	*2.1	1.7	1.8		
				別府港沖合	2.0	2.0	2.0	*2.1		
				東部工業港沖合	*2.3	2.0	*2.8	*2.8		

水域名		環境基準			採水地点	COD経年変化(単位mg/L)75%値				備考
		類型	類型指定年月日	達成期間		14年度	22年度	23年度	24年度	
播北 磨西	播磨灘 北西部海域	A(COD2mg/L以下)	S49.5.13	□	赤穂市中央部沖	* 2.7	* 2.3	* 2.8	* 2.6	
					赤穂市東部沖	* 2.8	* 2.1	* 2.8	* 2.6	
淡路 南部 島部 西部 海域	淡路島 西部南部海域	A(COD2mg/L以下)	S52.3.29	イ	淡路市浜沖	* 2.1	2.0	1.8	1.9	
					淡路市撫沖	2.0	1.9	1.7	1.9	
					南あわじ市慶野沖	* 2.1	1.8	1.8	1.9	
					南あわじ市鳥取沖	1.8	1.6	1.7	1.7	
					南あわじ市白崎沖	1.8	1.6	1.7	1.6	
山東 陰部 海岸 西部	山陰海岸 地先海域	A(COD2mg/L以下)	S51.1.23	イ	豊岡市津居山沖	1.4	1.4	1.6	1.4	
					豊岡市冠島沖	1.5	1.4	1.4	1.2	
					豊岡市浜須井沖	1.4	1.5	1.3	1.3	
					香美町無南垣沖	1.5	1.5	1.5	1.3	
					新温泉町鬼門崎沖	1.5	1.5	1.5	1.5	
	津居山港海域	B(COD3mg/L以下)	S51.1.23	イ	津居山港内	1.7	1.9	1.7	2.0	

③湖沼

水域名	環境基準			採水地点（市町名）	COD経年変化(単位mg/L) 75%値				備考
	類型	類型指定年月日	達成期間		14年度	22年度	23年度	24年度	
千苅水源池	A(COD 3mg/L以下)	S53.3.24	イ	取水塔前（神戸市）	3.0	* 3.6	* 3.9	* 3.5	

備考 1 環境基準の類型とは、自然環境保全、水道水、工業用水等、水の利用目的の適応性を考慮し、維持達成すべきことが望ましい水質をランク付けしたものである。

2 環境基準の達成期間「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成を示す。

3 BOD、CODの経年変化欄の数字は、調査期間のn個の日間平均値を水質のよいものから並べた時、 $n \times 0.75$ 番目にくる数値を示す。

4 *印は、測定値が環境基準非達成のものを示す。

5 BOD：水中の汚濁物（有機物など）が微生物の働きによって分解される過程において消費される酸素量のこと、この数値が大きいほど水中の汚濁物が多いことを示し、河川水などの汚濁の程度を示す代表的な指標とされている。

COD：水中の汚濁物（有機物など）を酸化剤で分解するときに消費される酸素量のこと、この数値が大きいほど水中の汚濁物が多いことを示し、海域などの汚濁の程度を示す代表的な指標とされている。

(2) 全窒素、全燐

① 海域

水 域 名	環 境 基 準				採水地点	※1 水域内年平均値(mg/L)								備 考
	類 型		類型指定 年 月 日	達成 期間		全窒素				全 燐				
						14年度	22年度	23年度	24年度	14年度	22年度	23年度	24年度	
大 阪 湾	大阪湾 (イ)	IV 全窒素 1 mg/L以下 全燐 0.09 mg/L以下	H7. 2. 28	イ	兵庫県2地点 大阪府3地点 (全5地点)	0.75	0.60	0.55	0.50	0.062	0.060	0.057	0.054	
	" (ロ)	III 全窒素 0.6 mg/L以下 全燐 0.05 mg/L以下	H7. 2. 28	イ	兵庫県3地点 大阪府4地点 (全7地点)	0.53	0.39	0.41	0.38	0.043	0.041	0.043	0.042	
	" (ハ)	II 全窒素 0.3 mg/L以下 全燐 0.03 mg/L以下	H7. 2. 28	イ	兵庫県5地点 大阪府5地点 (全10地点)	0.34	0.25	0.26	0.25	0.028	0.028	0.029	0.028	
播 磨 灘	播磨灘 (イ)	III 全窒素 0.6 mg/L以下 全燐 0.05 mg/L以下	H8. 6. 4	イ	全 1 地点	0.30	0.18	0.20	0.19	0.026	0.027	0.027	0.025	
	" (ロ)	III 全窒素 0.6 mg/L以下 全燐 0.05 mg/L以下	H8. 6. 4	イ	全 3 地点	0.30	0.21	0.26	0.22	0.030	0.028	0.034	0.029	
	" (ハ)	III 全窒素 0.6 mg/L以下 全燐 0.05 mg/L以下	H8. 6. 4	イ	全 2 地点	0.35	0.28	0.35	0.33	0.037	0.036	0.041	0.034	
	" (ニ)	II 全窒素 0.3 mg/L以下 全燐 0.03 mg/L以下	H8. 6. 4	イ	全 5 地点	0.26	0.18	0.23	0.20	0.026	0.026	* 0.031	0.027	
播磨灘北西部	II 全窒素 0.3 mg/L以下 全燐 0.03 mg/L以下	H9. 4. 28	イ	兵庫県3地点 岡山県3地点 (全 5 地点)	0.24	0.17	0.20	0.18	0.027	0.025	0.028	0.025	兵庫県と岡山 県で 1 地点重 複して測定	
淡路島西部南部	II 全窒素 0.3 mg/L以下 全燐 0.03 mg/L以下	H8. 6. 4	イ	全 5 地点	0.25	0.16	0.19	0.18	0.023	0.024	0.025	0.024		

②湖沼

水 域 名	環 境 基 準			採水地点 (市町名)	年平均値 (mg/L)				備 考
	類 型	類型指定 年 月 日	達成 期間		全 燐				
					14年度	22年度	23年度	24年度	
千 苺 水 源 池	Ⅱ 全燐 0.01 mg/L以下 (暫定目標、27年度まで適用) 全燐 0.019 mg/L以下	H14. 4. 30	二	取水塔前 (神戸市)	0.016	* 0.030	* 0.034	* 0.023	

備考 1 環境基準の類型とは、自然環境保全、水道水、工業用水等、水の利用目的の適応性を考慮し、維持達成すべきことが望ましい水質をランク付けしたものである。

2 暫定目標とは、環境基準の達成期間内における達成が困難と考えられる水域における暫定的な目標値を示す。

3 環境基準の達成期間「イ」は直ちに達成、「ニ」は段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めるを示す。

4 年平均値とは、水域内測定地点の表層の平均値である。

5 *印は、測定値が環境基準非達成のものを示す。

表15 地下水質の状況（調査区別総括表、環境基準超過の状況）

（1）地下水質調査機関別測定地点数総括表（概況調査）

調査種別	概況調査																			
	国土交通省		兵庫県		神戸市		姫路市		尼崎市		明石市		西宮市		加古川市		宝塚市		小計①	
調査機関	2		35		9		20		4		5		18		8		5		106	
測定地点数																				
項目	区分																			
	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数
カドミウム	1	0	35	0	9	0	20	0	4	0	5	0	18	0	8	0	5	0	105	0
全シアン	1	0	35	0	9	0	20	0	4	0	5	0	18	0	8	0	5	0	105	0
鉛	0	0	35	0	9	0	20	0	4	0	5	0	18	1	6	0	5	0	102	1
六価クロム	1	0	35	0	9	0	20	0	4	0	5	0	18	0	8	0	5	0	105	0
砒素	0	0	35	0	9	0	20	0	4	0	5	0	16	1	6	0	4	0	99	1
総水銀	1	0	35	0	9	0	20	0	4	0	5	0	18	0	8	0	5	0	105	0
アルキル水銀	0	0	35	0	9	0	20	0	4	0	5	0	0	0	8	0	5	0	86	0
PCB	1	0	35	0	9	0	20	0	4	0	5	0	18	0	8	0	5	0	105	0
ジクロロメタン	1	0	35	0	9	0	20	0	4	0	5	0	18	0	8	0	5	0	105	0
四塩化炭素	1	0	35	0	9	0	20	0	3	0	5	0	18	0	8	0	5	0	104	0
塩化ビニルマー	1	0	35	0	9	0	20	0	3	0	5	0	18	0	5	0	5	0	101	0
1,2-ジクロロエタン	1	0	35	0	9	0	20	0	4	0	5	0	18	0	8	0	5	0	105	0
1,1-ジクロロエチレン	1	0	35	0	9	0	20	0	3	0	5	0	18	0	5	0	5	0	101	0
1,2-ジクロロエチレン	1	0	35	0	9	0	20	0	3	0	5	0	18	0	5	0	5	0	101	0
1,1,1-トリクロロエタン	1	0	35	0	9	0	20	0	3	0	5	0	18	0	5	0	5	0	101	0
1,1,2-トリクロロエタン	1	0	35	0	9	0	20	0	4	0	5	0	18	0	8	0	5	0	105	0
トリクロロエチレン	1	0	35	0	9	0	20	0	3	0	5	0	18	0	5	0	5	0	101	0
テトラクロロエチレン	1	0	35	0	9	0	20	0	3	0	5	0	18	0	5	0	5	0	101	0
1,3-ジクロロプロパン	1	0	35	0	9	0	20	0	4	0	5	0	18	0	8	0	5	0	105	0
チウラム	1	0	35	0	9	0	20	0	4	0	5	0	18	0	8	0	5	0	105	0
シマジン	1	0	35	0	9	0	20	0	4	0	5	0	18	0	8	0	5	0	105	0
チオベンカルブ	1	0	35	0	9	0	20	0	4	0	5	0	18	0	8	0	5	0	105	0
ベンゼン	1	0	35	0	9	0	20	0	4	0	5	0	18	0	8	0	5	0	105	0
セレン	1	0	35	0	9	0	20	0	4	0	5	0	18	0	8	0	5	0	105	0
硝酸・亜硝酸性窒素	2	0	35	0	9	0	20	0	4	0	5	0	18	0	7	0	5	0	105	0
ふっ素	1	0	35	0	9	0	20	0	4	0	5	0	17	1	7	0	3	0	101	1
ほう素	1	0	35	0	9	0	20	0	4	0	5	0	18	0	8	0	4	0	104	0
1,4-ジオキサン	1	0	35	0	9	0	20	0	4	0	5	0	18	0	8	0	5	0	105	0
合計	2	0	35	0	9	0	20	0	4	0	5	0	18	3	8	0	5	0	106	3

(2) 地下水質調査機関別測定地点数総括表(継続監視調査)

調査種別	継続監視調査																				合計 ①+②			
	国土交通省		兵庫県		神戸市		姫路市		尼崎市		明石市		西宮市		加古川市		宝塚市		太子町				小計②	
測定地点数	2		64		3		20		5		11		32		18		6		9		170		276	
区分 項目	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数
カドミウム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0	-	-	-	-	-	-	1	0	106	0
鉛	1	0	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	8	1	8	0	-	-	-	-	19	3	121	4
六価クロム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0	-	-	-	-	-	-	1	0	106	0
砒素	2	1	-	-	2	2	4	4	1	0	-	-	16	3	8	0	2	1	-	-	35	11	134	12
総水銀	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0	-	-	-	-	-	-	1	0	106	0
PCB	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0	-	-	-	-	-	-	1	0	106	0
ジクロロメタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	0	-	-	-	-	-	-	3	0	108	0
四塩化炭素	-	-	1	0	-	-	-	-	4	0	-	-	3	0	-	-	-	-	-	-	8	0	112	0
塩化ビニルモノマー	-	-	32	1	-	-	-	-	4	1	11	2	20	1	3	0	-	-	-	-	70	5	171	5
1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	0	3	0	-	-	-	-	14	0	119	0
1,1-ジクロロエチレン	-	-	32	0	-	-	7	0	4	0	11	0	20	0	10	0	-	-	-	-	84	0	185	0
1,2-ジクロロエチレン	-	-	32	6	-	-	7	1	4	0	11	2	20	2	10	0	-	-	-	-	84	11	185	11
1,1,1-トリクロロエタン	-	-	32	0	-	-	-	-	4	0	11	0	5	0	10	0	-	-	9	0	71	0	172	0
1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	0	5	0	-	-	-	-	16	0	121	0
トリクロロエチレン	-	-	32	5	-	-	7	0	4	0	11	3	20	1	10	0	-	-	9	0	93	9	194	9
テトラクロロエチレン	-	-	32	12	1	1	6	2	4	1	11	3	20	2	10	0	-	-	9	0	93	21	194	21
1,3-ジクロロプロペン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	0	-	-	-	-	-	-	3	0	108	0
ベンゼン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	0	-	-	-	-	-	-	13	0	118	0
硝酸・亜硝酸性窒素	-	-	29	8	-	-	9	5	-	-	-	-	6	2	4	0	-	-	-	-	48	15	153	15
ふっ素	-	-	1	1	2	2	-	-	-	-	-	-	19	10	4	0	6	3	-	-	32	16	133	17
ほう素	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	3	0	-	-	2	1	-	-	6	2	110	2
合計	2	1	64	35	3	6	20	12	5	2	11	10	32	22	18	0	6	5	9	0	170	93	276	96

※ 超過地点数の合計は、各項目超過地点数の延べ数である。

(3) 概況調査で平成24年度に新たに環境基準を超過した地点

市町名	地区名	メッシュ番号	物質名	検出値(mg/l)
西宮市	荒戎町	0133	鉛	0.012
	若山町	0154	砒素	0.074
	山口町名来2丁目	0509	ふっ素	0.95

<参考>

平成24年度継続監視調査実施市町(地区数)

神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市	洲本市	芦屋市
3	13	4	3	27	1	1
伊丹市	豊岡市	加古川市	宝塚市	三木市	高砂市	小野市
5	2	7	5	5	3	1
加西市	南あわじ市	朝来市	淡路市	宍粟市	加東市	たつの市
3	2	1	4	1	4	4
猪名川町	稲美町	播磨町	市川町	太子町		
2	1	1	1	7		

26 市町
111 地区

表16 ダイオキシン類調査結果（大気）

	大気中濃度 (pg-TEQ/m ³)													
	8月	2月	24年度 年平均値	23年度 年平均値	22年度 年平均値	21年度 年平均値	20年度 年平均値	19年度 年平均値	18年度 年平均値	17年度 年平均値	16年度 年平均値	15年度 年平均値	14年度 年平均値	13年度 年平均値
芦屋市 山手小学校 ※1	0.010	0.013	0.012	-	0.020	-	0.013	0.026	0.022	0.010	0.040	0.018	0.051	0.039
伊丹市 消防局 ※2	0.25	0.025	0.14	0.095	0.063	0.036	0.013	0.024	0.061	0.018	0.074	0.041	0.059	0.39
宝塚市 よりあいひろば				0.016	-	0.015	-	0.023	0.020	0.014	0.027	0.023	0.045	0.065
川西市 市保健センター				0.014	-	0.014	-	0.022	0.024	0.026	0.033	0.040	0.068	0.060
三田市 市役所測定局	0.012	0.011	0.012	-	0.012	-	0.017	-	0.020	0.027	0.027	0.023	0.033	0.079
高砂市 市役所測定局	0.036	0.013	0.025	0.034	0.036	0.026	0.022	0.037	0.043	0.062	0.076	0.069	0.092	0.12
播磨町 町役場測定局			-	-	-	-	-	0.037	0.030	0.054	0.070	0.049	0.072	0.13
三木市 市役所	0.018	0.013	0.016	-	-	-	-	0.035	0.031	0.045	0.037	0.047	0.10	0.089
西脇市 西脇市役所 ※3	0.013	0.014	0.014	0.017	0.017	0.024	0.013	0.020	0.025	0.019	0.040	0.047	0.040	0.062
たつの市 市役所測定局	0.044	0.019	0.032	0.025	0.023	0.025	0.024	0.030	0.031	0.031	0.059	0.051	0.046	0.054
赤穂市 市役所測定局			-	-	-	0.016	-	0.024	0.033	0.027	0.039	0.055	0.048	0.059
太子町 町役場測定局			-	-	0.026	-	-	0.036	0.035	0.034	0.048	0.053	0.046	0.099
宍粟市 山崎市民局				0.013	-	-	0.019	-	0.021	0.027	0.027	0.040	0.037	0.066
豊岡市 豊岡総合庁舎	0.010	0.0074	0.0087	0.013	0.015	0.010	0.010	0.015	0.013	0.014	0.048	0.022	0.028	0.041
丹波市 柏原総合庁舎測定局	0.0091	0.0084	0.0088	0.010	0.010	0.0090	0.010	0.013	0.011	0.024	0.015	0.021	0.025	0.044
洲本市 洲本総合庁舎	0.012	0.017	0.015	0.023	0.030	0.014	0.026	0.027	0.021	0.045	0.086	0.041	0.071	0.15
年平均値の平均値			0.028	0.025	0.025	0.019	0.017	0.026	0.028	0.030	0.047	0.040	0.054	0.097

※1 平成13年度までは、山手小学校校舎建て替えのため朝日ヶ丘小学校で測定。

※2 平成13年度までは、伊丹市役所で測定。

※3 平成21年度までは、西脇市保健福祉公社（旧 西脇健康福祉事務所）で測定。

注1）各異性体実測定量下限値：0.01～0.05 pg/m³、検出下限値未満は検出下限値の1/2で算出。

毒性等価係数WHO-TEFは平成17年度まではTEF(1998)、平成18年度からはTEF(2006)を使用。

注2）平成14年度からサンプリング期間が1週間となっている。

表17 ダイオキシン類調査結果（河川）

水域名	地点名	所在市町	ダイオキシン類	
			水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)
喜瀬川	野添橋	播磨町	0.10	0.28
別府川	十五社橋	加古川市	0.31	3.0
法華山谷川	千鳥大橋	高砂市	0.20	32
天川	日笠歩道橋	高砂市	0.10	58
市川	神崎橋	福崎町	0.065	0.55
千種川	坂越橋	赤穂市	0.070	0.23

表18 ダイオキシン類調査結果（海域）

水域名	地点名	ダイオキシン類	
		水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)
大阪湾	神戸市東部沖 1	0.080	14
	西宮市沖 1	0.082	12
	神戸市中央部沖	0.064	8.5
播磨灘	明石港沖	0.064	0.33

【参考】

平成23年度環境省及び国土交通省実施 ダイオキシン類全国調査結果
水質・底質のダイオキシン類濃度

環境媒体	最小値	最大値
公共用水域 水質 (地点数 1,594)	0.012	3.4
公共用水域 底質 (地点数 1,320)	0.050	640

(水質 : pg-TEQ/L、底質 : pg-TEQ/g)

1 環境基準等

- (1) 大気汚染に係る環境基準(昭和48年5月環境庁告示第25号、ただし二酸化窒素については昭和53年7月告示、ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンについては平成9年2月告示、ジクロロメタンについては平成13年4月告示、微小粒子状物質については平成21年9月告示)

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化窒素
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する重量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	ザルツマン試薬を用いる吸光度法又はオゾンを用いる化学発光法
物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	微小粒子状物質
環境上の条件	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
測定方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

- [備考] 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く)をいう。
 3 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

(2) 水質汚濁に係る環境基準(平成 25 年3月環境省告示第 30 号)

環境基本法第 16 条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正平成 25 年3月 27 日環境省告示第 30 号)

① 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3又は55.4に定める方法(準備操作は規格55に定める方法によるほか、告示付表8に掲げる方法によることができる。)
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01 mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05 mg/L以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01 mg/L以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/L以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L以下	規格34.1に定める方法又は規格34.1c(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び付表6に掲げる方法
ほう素	1 mg/L以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	付表7に掲げる方法
備考	<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。</p> <p>3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p>	

②生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川

a 河川(湖沼を除く。)

(ア)

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値					該当水域
		水素 イオン 濃度 (pH)	生物化学 的酸素 要求量 (BOD)	浮遊 物質 量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌 群数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/ 100ml 以下	1 千種川上流(千種町室橋から上流) 2 岸田川上流(岸田川発電所放流水合流点より上流) 3 矢田川上流(秋岡橋より上流)
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN /100ml 以下	1 猪名川上流(箕面川合流点より上流) 2 武庫川上流(三田市大橋より上流) 3 加古川上流(篠山川合流点より上流) 4 市川上流(仁豊野橋より上流) 5 夢前川上流(蒲田橋より上流) 6 揖保川上流(林田川合流点より上流) 7 千種川下流(千種町室橋から下流) 8 円山川上流(出石川合流点より上流) 9 岸田川下流(岸田川発電所放流水合流点より下流) 10 矢田川下流(秋岡橋より下流) 11 竹野川(全域) 12 佐津川(全域)
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN /100ml 以下	1 猪名川下流(1)(箕面川合流点より下流及び藻 川。ただし、藻川分岐点から藻川合流点を除く。) 2 神崎川(安威川、猪名川を除く神崎川) 3 武庫川中流(三田市大橋より仁川合流点まで) 4 明石川上流(伊川合流点より上流) 5 加古川下流(篠山川合流点より山陽線鉄橋まで) 6 加古川下流(山陽線鉄橋より下流) 7 市川下流(仁豊野橋より潮止えん堤まで) 8 夢前川下流(蒲田橋より潮止えん堤まで) 9 揖保川下流(林田川合流点より下流) 10 円山川下流(出石川合流点から港大橋まで) 11 志染川(呑吐ダム上流端から上流) 12 船場川上流(保城橋から上流)
C	水産3級 工業用水1級及 びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	1 武庫川下流(仁川合流点より下流) 2 明石川下流(伊川合流点より下流) 3 伊川(伊川と明石川との合流点から上流の伊川本 流) 4 庄下川(本流全域) 5 昆陽川(本流全域) 6 夙川(本流全域) 7 船場川下流(保城橋から下流) 8 別府川(本流全域)
D	工業用水2級 農業用水及びE の欄に掲げるも の	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	1 猪名川下流(2)(藻川分岐点から藻川合流点まで) 2 喜瀬川(本流全域)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌 群数	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認められ ないこと。	2 mg/L 以上	—	1 福田川(本流全域) 2 谷八木川(本流全域)
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる。)
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 4 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)
試料 10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した 4 段階 (試料量が 0.1ml 以下の場合は 1ml に希釈して用いる。)を 5 本ずつ BGLB 醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3 時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100ml 中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

- 水産 3 級 : コイ、フナ等、β 一中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級 : 特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
測定方法		規格 53 に定める方法（準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表 10 に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表 10 の 1 (1)による。）	付表 11 に係る方法	付表 12 に係る方法
備考 1 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）				

b 湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)
(ア)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌 群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN /100ml 以下	—
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN /100ml 以下	千苺水源池 (千苺ダムのえん堤 及びこれに接続する 陸岸に囲まれた 水域)
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及び Cの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2 mg/L 以上	—	—
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	
備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境の保全
- 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2・3級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級 : ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
水産3級 : コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005 mg/L以下	
Ⅱ	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)水産1種水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L以下	0.01 mg/L以下	千苺水源池(千苺ダムのえん提及びこれに接続する陸岸に囲まれた水域) ただし、全窒素の項目の基準値を除く。 暫定目標(平成27年度)全磷0.019 mg/L
Ⅲ	水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L以下	0.03 mg/L以下	
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下	
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	
測定方法		規格45.2、45.3又は45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。				

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
- 3 水産1種 : サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産2種 : ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3種 : コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(ウ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
測定方法		規格 53 に定める方法（準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表 10 に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表 10 の 1 (1) による。）	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法
備考 1 基準値は、年間平均値とする。				

イ 海域
(ア)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌 群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の 欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN /100ml 以下	検出され ないこと。	大阪湾(3)～(5) 播磨海域(13) 播磨灘北西部 淡路島西部・南部海域 山陰海岸地先海域
B	水産2級 工業用水及び Cの欄に掲げ るもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出され ないこと。	大阪湾(2) 洲本港(2) 播磨海域(11)、(12) 津居山港海域
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—	大阪湾(1) 洲本港(1) 津名港 兵庫運河 播磨海域(1)～(10)
測定方法		規格12.1に定 める方法又は ガラス電極を 用いる水質自 動監視測定装 置によりこれと 同程度の計測 結果の得られ る方法	規格17に定め る方法(ただし、B タイプの工業用水 及び水産2級の うちノリ養殖の利 水点における測 定方法はアルカ リ性法)	規格32に定め る方法又は隔 膜電極を用いる 水質自動監視 測定装置により これと同程度の 計測結果の得 られる方法	最確数に よる定量 法	付表10に 掲げる方 法	
<p>備考 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。</p> <p>2 アルカリ性法とは、次のものをいう。</p> <p>試料 50mlを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%) 1mlを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L) 10mlを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%) 1mlとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%) 1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1) 0.5mlを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L) ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。</p> $\text{COD}(\text{O}_2 \text{ mg/L}) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f \text{ Na}_2 \text{ S}_2 \text{ O}_3 \times 1000 / 50$ <p>(a): チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(ml) (b): 蒸留水について行った空試験値(ml) f Na₂S₂O₃: チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価</p>							

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
2 水産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級 : ボラ、ノリ等の水産生物用
3 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	—
Ⅱ	水産1種水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	大阪湾(ハ) 播磨灘北西部 播磨海域 (二) 淡路島西部・南部海域
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	大阪湾(ロ) 播磨海域 (イ)(ロ)(ハ)
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下	大阪湾(イ)
測定方法		規格45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水産1種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水生生物が多獲される
水産3種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 3 生物生息環境保全: 年間を通して底生生物が生息できる限度

(ウ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物が生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下
測定方法		規格 53 に定める方法(準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表 9 に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表9の1(1)による。)	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法
備考				

(3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準 (平成24年5月環境省告示第85号)

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、別途定めた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(4) 土壌の汚染に係る環境基準 (平成 22 年 6 月環境省告示第 37 号)

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
備考	<p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、別途定めた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。</p>

(5) 騒音に係る環境基準

(平成 10 年 9 月環境庁告示第 64 号、最終改正平成 24 年 3 月 30 日環境省告示第 54 号)

地域の 類 型	基 準 値		各類型を当てはめる地域
	昼間	夜間	
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	都道府県知事が指定する地域 (市の区域内は、市長が指定)
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下	
C	60デシベル以下	50デシベル以下	

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
- 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
- ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基 準 値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあつては、45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下)によることができる。	

* 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによる。

(6) 自動車騒音に係る要請限度

(平成 12 年 3 月総理府令第 15 号、最終改正平成 23 年 11 月 30 日環境省令第 32 号)

	時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
		1	a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域
2	a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域 及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

備考 a区域、b区域及びc区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

- 1 a区域 専ら住居の用に供される区域
- 2 b区域 主として住居の用に供される区域
- 3 c区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

ただし、上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15メートル、2車線を超える車線を有する道路の場合は敷地境界線から20メートルの範囲をいう。)に係る限度は、前条の規定にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

(7) 道路交通振動に係る要請限度

(昭和 51 年 11 月総理府令第 58 号、最終改正平成 23 年 11 月 30 日環境省令第 32 号)

時間の区分 区域の区分	昼間(dB)	夜間(dB)
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

備考
第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

- 1 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。
- 2 第2種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。

(8) 航空機騒音に係る環境基準

(昭和 48 年 12 月環境庁告示第 154 号、最終改正平成 12 年 12 月 14 日環境省告示第 78 号)

地域の類型		基準値 (単位WECPNL)
I	専ら住居の用に供される地域	70以下
II	上記以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	75以下

(9) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(昭和 50 年 7 月環境庁告示第 46 号、最終改正平成 12 年 12 月 14 日環境省告示第 78 号)

地域の類型		基準値
I	主として住居の用に供される地域	70デシベル以下
II	商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	75デシベル以下

(10) ダイオキシン類に係る環境基準（平成 11 年環境庁告示第 68 号、平成 14 年環境省告示第 46 号、平成 21 年環境省告示第 11 号）

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質(水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下	日本工業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法(ポリ塩化ジベンゾフラン等(ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾパーラージオキシンをいう。以下同じ。))及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。)
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾパーラージオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。 		

- (注) 1 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- 2 水質の汚濁に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 3 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区分されている施設に係る土壌については適用しない。

(参考)

用語解説

1. 環境基準

「人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準」として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標である。

「環境基本法」に基づき、大気の汚染、水質の汚濁、地下水の水質汚濁、土壌の汚染、騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音について環境基準が定められている。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」により、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準が定められている。

2. 大気汚染、自動車公害関係

(1) 大気汚染に係る環境基準の長期的評価、短期的評価

- ・ 長期的評価：大気汚染に係る地域の状況を長期的に把握し、施策の効果などを的確に判断するため、年間を通じて測定値を評価するもの。
- ・ 短期的評価：大気汚染に係る環境基準は1時間値及び1日平均値について定められており、これらについて評価したもの。

(2) 二酸化硫黄（SO₂）

硫黄と酸素の化合物で、工場や火力発電所で石炭や重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が硫酸化物となり排出ガス中に含まれ大気汚染の原因となる。硫酸化物のうち二酸化硫黄は人の健康に影響を及ぼす他、酸性雨原因物質である。

(3) 二酸化窒素（NO₂）

窒素酸化物（NO_x）は空気中で物が燃えると必ず発生する。窒素（N）は空気中にも燃料にも含まれているが、物が燃えるときには、これが酸素（O）と結合して、一酸化窒素（NO）が発生する。一酸化窒素（NO）は不安定な物質であるため、そのほとんどは酸化されて二酸化窒素（NO₂）となる。

(4) 浮遊粒子状物質（SPM：Suspended Particulate Matter）

大気中の粒子状物質のうち、粒径10μm（マイクロメートル）以下のものをいう。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げ等の自然現象によるものもある。排出されたとき既に粒子としての性状を持つ一次粒子と、排出時にガス状であった化学物質が大気中の光化学反応等により粒子化する二次生成粒子として分類される。

(5) 微小粒子状物質（PM_{2.5}：Particulate Matter 2.5）

大気中の粒子状物質のうち、粒径2.5μm（マイクロメートル）以下のものをいう。粒径がより小さくなることから、肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられている。

(6) 光化学オキシダント（O_x）

大気中の炭化水素や窒素酸化物が太陽などの紫外線を吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質の総称。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物など植物へも影響を与える。光化学オキシダントに起因するスモッグを光化学スモッグという。

(7) 一酸化炭素（CO）

炭素又は炭素化合物が不十分な酸素供給の下に燃焼するか、あるいは炭酸ガスが赤熱した炭素と接触するときに生ずる無色、無臭の気体である。自動車の排気ガスに含まれて大気中へ排出される。

- (8) 有害大気汚染物質
大気汚染防止法で、「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの」と定義しており、ベンゼンなど 22 の物質が優先取組物質とされている。
- (9) ベンゼン
ベンゼンは、化学工業製品の合成原料、溶剤、抽出剤等広い用途がある。また、ガソリン中にも含まれる。人に対して発ガン性を示す物質と評価されており、白血病を起こすと考えられている。主な発生源は、ベンゼンの製造施設、使用施設、保管施設の他に、コークス炉、自動車等である。
- (10) トリクロロエチレン
トリクロロエチレンは、金属機械部品の脱脂洗浄剤、一般溶剤、塗料、有機合成中間体など広い用途がある。人に対して発がん性を示す可能性の高い物質と評価され、肝がん等との関連性が報告されている。主な発生源は、トリクロロエチレンの製造施設、貯蔵施設のほか、溶媒、洗浄剤として使用する施設である。
- (11) テトラクロロエチレン
テトラクロロエチレンは、ドライクリーニング用洗浄剤として用いられるとともに、プラスチック等の脱脂洗浄剤、一般溶剤のほか、有機合成中間体など広い用途がある。人に対して発がん性を示す可能性の高い物質と評価され、肝がん等発がん性が示唆されている。主な発生源はテトラクロロエチレンの製造施設、貯蔵施設のほか、溶媒、洗浄剤として使用する施設である。
- (12) ジクロロメタン
ジクロロメタンは、洗浄及び脱脂溶剤、塗料剥離剤など広い用途がある。人に対する発がん性については、可能性を完全には除去できないが、可能性は小さいとされている。非発がん影響としては、中枢神経に対する麻酔作用がある。
- (13) 酸性雨
工場や自動車等から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中で硫酸や硝酸に変化し、これらを取り込んだとみられる pH の低い（酸性度の強い）雨のこと。酸性雨により、湖沼や河川の酸性化、森林への影響などが懸念されている。
- (14) アスベスト
アスベストは、石綿（いしわた、せきめん）とも呼ばれ、天然に産する繊維状水和性けい酸塩鉱物の総称です。代表的なものとしてはクリソタイル（白石綿）、クロシドライト（青石綿）及びアモサイト（茶石綿）があります。空気中に浮遊するアスベストを吸い込んで発生する健康被害としては、肺がんや悪性中皮腫がありますが、アスベスト繊維を含んだ水を飲んだりしても、障害は発生しないとされています。
- (15) 要請限度
騒音規制法、振動規制法に基づく環境省令で定める自動車騒音・振動の限度。市町村長は、この限度を超えていることにより、道路周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、公安委員会に対し措置を執るべきことを要請できる。
- (16) W E C P N L (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level)
航空機騒音の大きさをあらゆる単位（いわゆる「うるささ指数」）。航空機騒音のピークレベルのパワー平均値と時間帯別の航空機の機数を基にして算出される。例えば夜間時間帯の航空機の機数は、昼間の10倍の重み付けをして算出される。
- (17) d B (デシベル)
音や振動の大きさの単位で、測定した音（振動）のエネルギーの量を基準となるエネルギー量で除したものの対数で表される。エネルギー量が2倍になれば3 d B、10倍になれば10 d B、100倍になれば20 d B増加する。

3. 水質汚濁関係

(1) 生物化学的酸素要求量 (BOD: Biochemical Oxygen Demand)

河川の汚れの度合いを示す指標で、河川水中の汚濁物質が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要な酸素量を mg/リットルで表したものの。数値が高いほど水中の汚濁物質の量が多いことを示す。

(2) 化学的酸素要求量 (COD: Chemical Oxygen Demand)

海水や湖水の汚れの度合いを示す指標で、海水や湖水中の汚濁物質を酸化剤で酸化するときに消費される酸素量を mg/リットルで表したものの。数値が高いほど水中の汚濁物質の量が多いことを示す。

(3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

窒素化合物のうち硝酸性塩のこと。窒素肥料や家畜の糞尿、工場廃水に含まれる窒素が、環境中で微生物に分解されて生成する硝酸性窒素と、中間生成物の亜硝酸性窒素がある。

(4) 全窒素、全磷

全窒素とは無機態窒素及び有機態窒素の総量、全磷とは無機態磷（磷酸態磷）及び有機態磷の総量をいう。海域などで窒素や磷の濃度が必要以上に高くなると、植物プランクトンの増殖が活発化し、水質が悪化するといわれる富栄養化が進行する。

(5) 富栄養化

元来は、湖沼が長い年月の間に流域からの栄養塩類の供給を受けて生物生産の高い富栄養湖に移り変わっていく現象を指す概念であったが、近年の人口・産業の集中や土地利用の変化等に伴い、人為的な富栄養化が急速に進行していく現象を指す。富栄養化の進行により、植物プランクトンが異常繁殖し、赤潮やアオコが発生する。さらに進行すると水中の溶存酸素が減少し、魚介類のへい死や悪臭を引き起こす。

4. ダイオキシン類関係

(1) ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)という化学物質をあわせたものを「ダイオキシン類」と呼ぶ。

これらは、炭素(C)、水素(H)、塩素(Cl)からできており、それぞれの分子の結合の仕方によって、多くの異性体が存在する。このうち、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンが最も毒性が強い。

(2) 毒性等量 (TEQ: Toxicity Equivalency Quantity)

ダイオキシン類には多くの異性体が存在し、異性体毎に毒性が大きく異なるため、一番毒性の強いダイオキシン(2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン)の毒性を1とし、各異性体の毒性等価係数(TEF: Toxicity Equivalency Factor)に各異性体の濃度をかけて表したものの。